### 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(第1回) 議事次第

- 1. 日 時 2019年6月27日(木) 10:00~12:00
- 2. 場 所 文部科学省 旧文部庁舎2階 文化庁特別会議室
- 3. 議 題
  - (1) 運営規則の決定について
  - (2) 外国人児童生徒等の教育に関する現状について
  - (3)検討事項等について
  - (4) その他

#### 4. 配付資料

資料 1 外国人児童生徒の教育の充実に関する有識者会議の設置について 資料 2 外国人児童生徒の教育の充実に関する有識者会議 運営規則(案) 資料 3 外国人児童生徒等の教育に関する現状について 資料 4 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について (報告)(平成 28 年 6 月)提案事項への取組状況

資料5 主な検討事項(案)

資料6 今後のスケジュール

参考資料 1 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告 ~日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション~

参考資料2 外国人児童生徒等の教育に関する閣議決定等一覧

参考資料3 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について (報告) (平成28年6月) 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の設置について

令和元年5月30日総合教育政策局長決定

#### 1. 趣 旨

我が国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等がこの10年間で1.7倍に増加し4万人を超えていることや、平成30年12月25日に取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承)(以下「総合的対応策」という。)において、外国人児童生徒の教育についても一層の充実を図ることとされたこと等を踏まえ、外国人児童生徒等に対する教育に係る現状と課題を分析し、その更なる充実のための方策について検討を行う有識者会議を設置する。

#### 2. 検討事項

- (1) 外国人の子供の就学機会の確保
- (2) 外国人児童生徒等に対する教育の充実
- (3) 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方
- (4) その他

#### 3. 実施方法

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

#### 4. その他

本件に関する庶務は、関係課の協力を得て、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・ 安全課において行う。

#### 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 委員一覧

内田 千春 東洋大学大学院教授

オチャンテ 村井 ロサ メルセデス 桃山学院教育大学教育学部教育学科講師

櫻井 敬子 浜松市教育委員会指導課教育総合支援センター外国人支援グループ長

佐藤 郡衛 明治大学特任教授

高橋 清樹 認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長

田中 宝紀 NPO 法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任事業者

浜田 麻里 京都教育大学教授

藤巻 秀樹 北海道教育大学教授

古沢 由紀子 読売新聞東京本社編集局編集委員

松尾 知明 法政大学教授

村松 好子 兵庫県教育委員会播磨東教育事務所所長

(五十音順、敬称略)

#### 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 運営規則(案)

令和元年6月27日 外国人児童生徒等の教育 に関する有識者会議

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(以下「会議」という。)の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

#### (会議の公開)

第1条 会議は、公開して行う。ただし、個人情報を含む事項を扱う場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課(以下「事務局」という。)は、会議の合意を得て非公開とすることができる。

#### (会議の傍聴)

- 第2条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、事務局の定める手続により登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、事務局が、会議の合意を得て登録傍聴人が会議を撮影し、録画し、又は録音することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合を除き、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為を行う場合には、事務局の指示に従うこととし、 会議の円滑な進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 前項に規定する行為を行う者に対しては、事務局は、会議の合意を得て退場を命ずる 等適当な措置をとることができる。

#### (会議資料の公開)

第3条 会議において配付した資料は、公開するものとする。ただし、個人情報を含む事項を含む場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、事務局は、会議の合意を得て資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

#### (議事録の公開)

第4条 事務局は、会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合 その他正当な理由があると認める場合には、事務局は、会議の合意を得て当該議事録の 全部又は一部を非公開とすることができる。

#### (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

#### 附則

この規則は、決定の日から施行する。

令和元年6月27日 外国人児童生徒等の教育の 充実に関する有識者会議 資料3

# 外国人児童生徒等の教育に関する現状について

令和元年6月27日

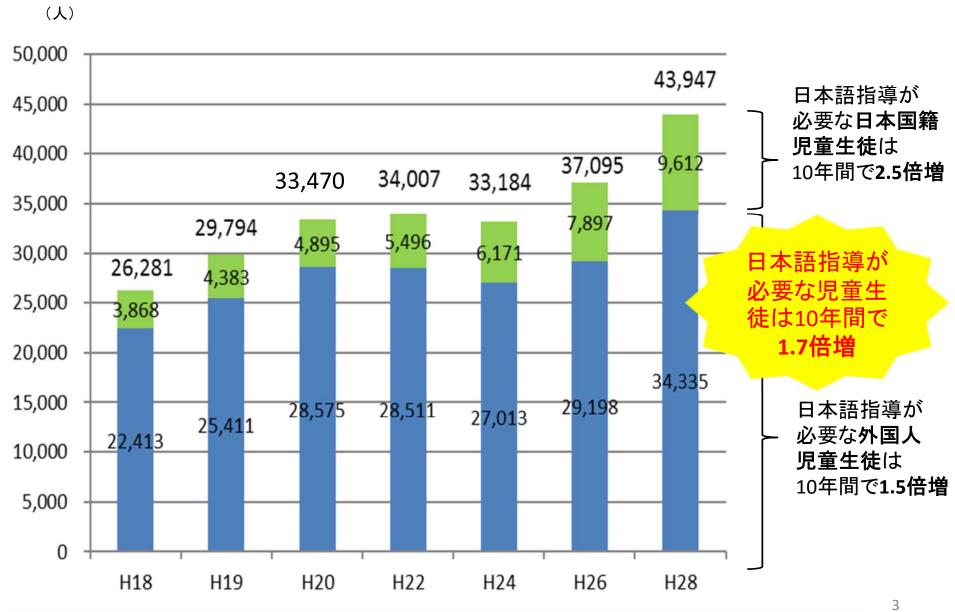
文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習·安全課



# 外国人児童生徒等教育の現状

### 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

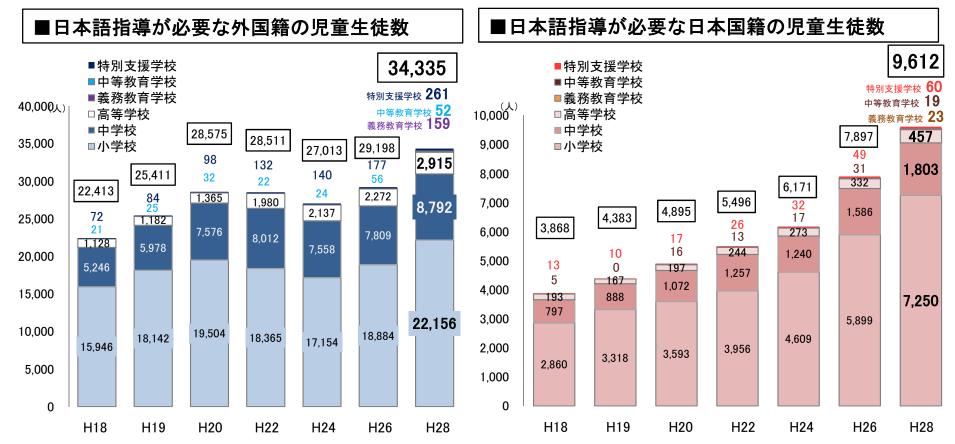
(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



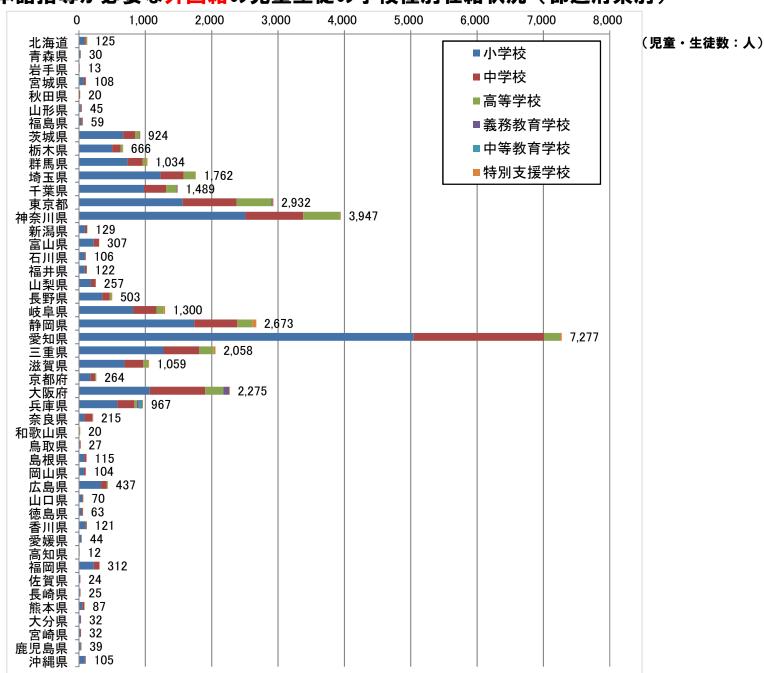
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」

### 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

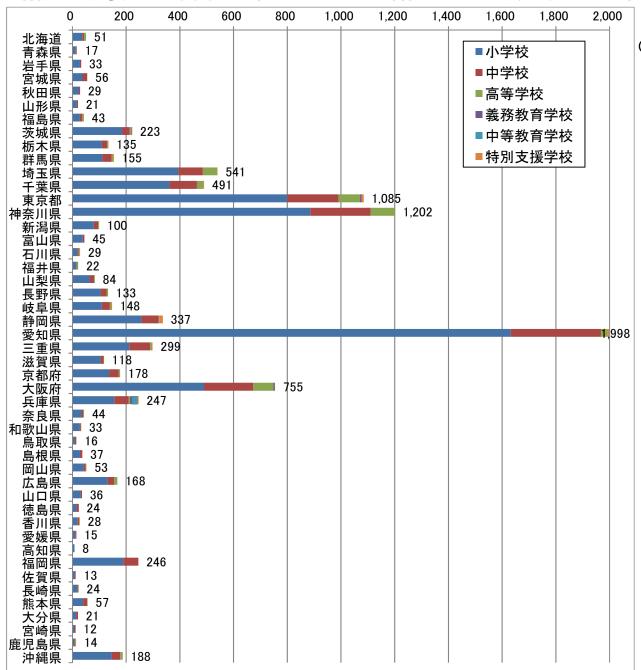
- 〇 日本語指導が必要な児童生徒については、 在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、 外国籍の者(※)で34,335人(17.6%増)であり、前回調査より5,137人増加し、 日本国籍の者は9,612人(21.7%増)であり、前回調査より1,715人増加した。
  - ※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は80,119人(9.3%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は42.8%となっている。



### 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)



### 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)



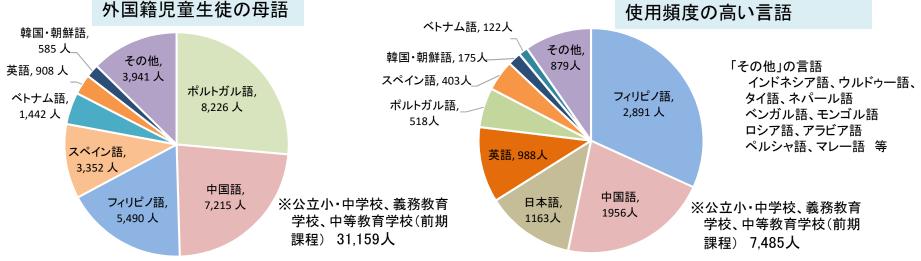
(児童・生徒数:人)

### 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状(1)

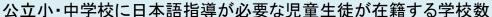
① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

※H28調査結果より

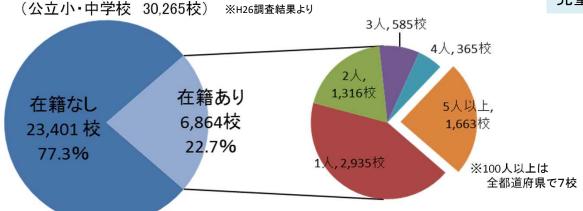
日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



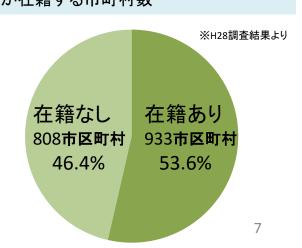
② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる



中学校に日本語指導が必要な児重生徒が仕籍する学校叙



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な 児童生徒が在籍する市町村数

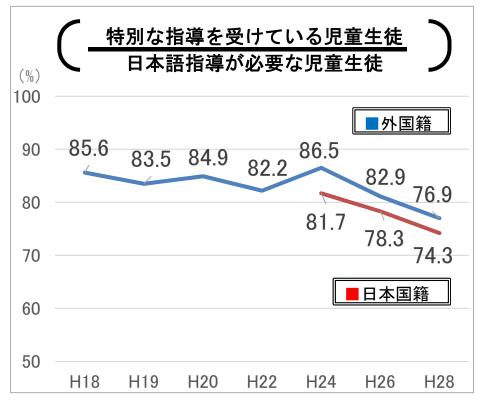


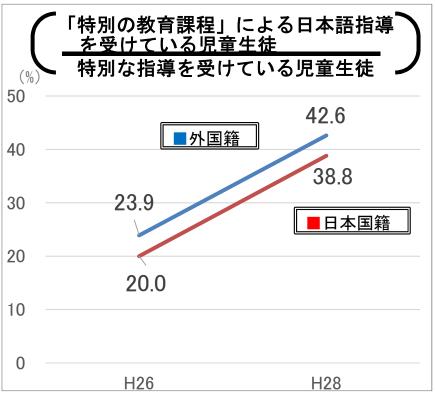
### 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

〇 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導(教科の補習等)を受けて いる割合は、外国籍の者で<u>76.9%(6弥**減)**</u>、日本国籍の者で<u>74.3%(4弥</u> <u>減)</u>となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ42.6 % (18.75/4)、38.8 % (18.85/4)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。





# 【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

### 1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】 第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容:児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象:小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指 導 者:日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数:年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所:原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施:計画及びその実績は、学校設置者に提出

### 2. 制度導入により期待される効果

- ○児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
  - → 学校教育における日本語指導の質の向上
- ○教職員等研修会や関係者会議の実施
  - → 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- ○学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

### 3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言・人的配置、予算措置・研修の実施等

【学 校】・学校教育への位置付け・指導計画の作成、指導、評価

【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援

・課外での指導・支援

等

### 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の 学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第5号)の概要

#### 趣旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

#### 概要

#### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導(通級による指導)のための基礎定数の新設 (児童生徒13人に1人)
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設 (児童生徒18人に1人)
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設

(初任者6人に1人)

平成29(2017)年度~令和 8(2026)年度までの10年 間で計画的に措置

- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

#### 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、 ②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

#### 学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化

(学校教育法等の一部改正)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備(社会教育法の一部改正)

#### 施行期日

平成29年4月1日

·校 の

運営の改善

# 日本語指導の充実

#### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)

平成30年12月25日

「外国人材の受入れ・共生<sup>\*</sup> に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

【17億円】

**総額211億円**(注)

#### 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
  - 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
  - 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

#### 生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
- ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設 (「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな**「生活・就労ガイドブック(仮)」**(11言語対応)の作成・普及
- 安全・安心な生活・就労のための新たな**| 生活・就労カイドフック(仮)」**(11言語対応)の作成・晋及 ○ **多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築**【8億円】と**多言語音声翻訳システムの利用促進**
- ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と 共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービス環境の改善等
- ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の基幹的医療機関における医療涌訳の配置・院内案内図の多言語化の支援
- ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人 支援情報コーディネーターの養成
- ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
- ④ 住宅確保のための環境整備・支援
- 賃貸人・仲介事業者向け**実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及**(8言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
- ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
- **金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備**、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
- ① 日本語教育の充実
- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応(**多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツ**の活用・多言語化、全ての都道府県における**夜間中学**の設置促進等)
- 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共诵参照枠))
- ○日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
- ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
- 日本語教育機関の質の向上を図るための**告示基準の厳格化**(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の 厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
- 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

#### (4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援〔3億円〕
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(**研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣**等による 全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した**高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1**億円】

#### (5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- **文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等** [6億円]
- **留学生の就職率の公表の要請**、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する**奨学金の 優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実** [14億円]
- 業務に必要な日本語能カレベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開
- (6) 適正な労働環境等の確保
- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
- 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっと ライン」の多言語対応(8言語対応)
- ○「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援
- ハローワークにおける**多言語対応の推進**(11言語対応)と地域における**再就職支援**
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
- (7) 社会保険への加入促進等
  - 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
  - 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
  - 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

#### 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除
  - 二国間の政府間文書の作成 (9か国) とこれに基づく情報共有の実施
  - 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の**関係機関の連携強化** による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
  - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留諸申請における記載内容の充実
- (2) 海外における日本語教育基盤の充実等
  - 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT (Computer Based Testing) により厳正に実施(9か国)

○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)

≥ 【34億円】

○ 在外公館等による情報発信の充実

#### 新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
  - 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
  - $\bigcirc$  在留カード番号等を活用した**申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間**(2週間 $\sim$ 1か月) **の励行**
- (2) 在留管理基盤の強化
  - 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
  - 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
  - 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】
- (3) 不法滞在者等への対策強化
  - 警察庁、法務省、外務省等の**関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【**5億円】
  - 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画 認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

# 共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童 生徒等教育の推進支援

2019年度予算額 (前年度予算額

504百万円 229百万円)



日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立でき る力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

#### 【指導·支援体制整備】

#### 日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

補助対象: 65都道府県・指定都市・中核市

補助率: 1/3

289百万円 (168百万円)

各自治体が行う外国人児童生徒等への支援体制の

整備に対する支援を行う。

#### 定住外国人の子供の就学 促進事業

補助対象: 30都道府県•市区町村等 補助率: 1/3

80百万円(43百万円)

就学に課題を抱える外国人 の子供を対象に、公立学校 や外国人学校等への就学に 外国人児童生徒や保護者 必要な支援を学校外におい とのスムーズな意思疎通を て実施する自治体を補助

#### 多言語翻訳システム等 ICTを活用した支援の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ 細かな支援事業)

補助対象: 100都道府県・

指定都市·中核市

補助率: 1/3

#### 20百万円 (新規)

図り、きめ細かな就学相談 や充実した日本語指導を 実施するため、多言語翻訳 システム等ICTを活用した 取組に対する支援を行う。

### 【高校生に対する包括支援】

外国人高校生等に対する 包括支援環境整備事業 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細 かな支援事業)

補助対象: 10都道府県・

指定都市·中核市

補助率: 1/3

100百万円 (新規)

高校等が、企業やボランティ アなどの地域の関係団体等と 連携して、外国人高校生等に 対してキャリア教育をはじめと した包括的な支援を行う

#### 【教員の指導力向上】

#### 外国人児童生徒等教 育を担う教員の養成・ 研修モデルプログラム 開発事業

12百万円(12百万円)

- モデルプログラム改訂 版(最終版)、「養成・ 研修ガイドブック(仮 称)」の作成
- モデルプログラムの普 及のためのセミナー・ 成果普及シンポジウム の開催
- 日本語指導を担う教員 等の資質向上のため のウェブコンテンツの 開発•公開

#### ★実践交流、情報交換等】

### 帰国•外国人児童生徒 等教育に係る研究協 議会等

1百万円(5百万円)

- ·帰国·外国人児童生徒等 教育や国際理解教育の 充実に資するため、都道 府県・指定都市・中核市 等教育委員会間の連携 強化及びネットワークを 構築
- 必要な施策やその実施 に当たっての諸問題、地 域における取組等につ いて研究協議、実践交 流、情報交換等を実施
- ・先進地域での実践(プリン ト教材、動画資料)を 集約・普及するポータル サイトの運営 13

2019年度予算額(前年度予算額

389,818千円 210,782千円)



### 現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は<u>増加傾向(10年間で1.7倍)</u>が続いており、<u>使用言語の多様化が進む</u>とともに、<u>集住化・散在化の両方の傾向がみられる</u>ようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導を受けていない児童生徒は近年増加傾向にあり、平成28年度では23.7%。 特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている生徒は41.8%でありまだなお少ない。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、<br/>
  日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、<br/>
  ICTの活用<br/>
  など支援・指導体制の工夫を図る<br/>
  ことにより、効率的に支援・指導を行うことが必要不可欠。
- ◆日本語の指導を含むきめ細かな支援 の充実 289,312 ∓円(167,582 ∓円)

(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

補助対象:65都道府県·指定都市·中核市補助率:1/3

新規

親子日本語 教室の開設 【校内の支援・指導体制の構築】

日本語指導補助者、母語 支援員、日本語指導コー ディネーターの派遣 等

日本人と外国人 が共に学ぶ共生 授業の実施

効果的・効率的なサポート

◆多言語翻訳システム等ICTを活用した支援 の充実 20.349 ←円(新規)

(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

補助対象: 100都道府県・指定都市・中核市

補助率:1/3

◆定住外国人の 子供の就学促進事業

**80,157**千円(43,200千円) 補助対象:30都道府県·市区町村等

補助率 : 1/3

### 新規 【多言語翻訳システム等の活用】

- ○新渡日の保護者に対する就学ガイダンスや諸手続きを実施
- ○児童生徒に対する初期日本語指導における会話補助
- ○家庭訪問など外国人家庭等とのやりとりに活用

等

### 【校外での就学支援の推進】

(自治体、NPO等が実施するもの)

- ○学校とのコーディネートを通じた就学の促進 ○日本の生活・文化への適応を
- ○日本語指導、教科指導、母語指導等
- 日本の生活・又化への適応を目指した地域社会との交流等

■取組事例についての成果と課題を定量的に把握しつつ、帰国・外国人児童生徒等の支援・指導体制のモデル化を図り、各地域への普及を図る。

# 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 補助メニュー一覧

- ○運営協議会・連絡協議会の実施
- ★拠点校の設置等による指導体制のモデル化
- 〇日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施
- ★「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 〇日本語指導補助者の派遣
- 〇児童生徒の母語が分かる支援員の派遣
- 〇日本語指導コーディネーターの派遣
- ★小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクールの実施
- ★共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究の実施
- ★親子日本語教室の実施
- ★ICTを活用した教育・支援 ※多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実
- ★高校生等に対する包括的な教育・支援 ※外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業
- 〇成果の普及
- 〇その他

#### TOPPAN

音声翻訳によるスマホ・タブレット向け多言語コミュニケーションアプリ

# VoiceBiz

外国籍の保護者やその子どもたちとのコミュニケーションでお困りではありませんか? 生活指導、学習補助、家庭訪問などのさまざまなシーンで多言語コミュニケーションを支援します。

#### VoiceBizの特徴

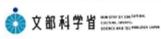
国産の高精度 翻訳技術を採用

加立研究酬発法人情報通信研究機構 (NICT)の研究成果に基づく翻訳技術を 採用。含声翻訳11常語、テキスト翻訳30 言語に対応。

#### 学校向けの固有名詞と 定型文を標準搭載

学校でよく使う慣用句や固有名詞(300匝) のほか、よく使うフレーズを定型文(200文) として標準搭載。









少数からの

利用が可能

ID/PASS認証と台数課金機能によ

り、台数に応じてのご利用が可能。

記載場所省の間の研究開発は人情報必要研究機構(NGT)の受災研究「企治体内に自产額別システムに関する研究開発」の以内数型先として、欠額科学者と連携し、複数の学校で実験を8号。

#### VoiceBizの特徴

### 国産の高精度翻訳技術を採用

国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の研究成果に基づく翻訳技術を採用。 日本語⇔英語の翻訳はニューラル翻訳を採用し、従来の統計翻訳より高精度な翻訳を実現。 音声翻訳11言語、テキスト翻訳30言語に対応。 世外保護院士の翻訳はできません。

### 学校向けの固有名詞と定型文を標準搭載

学校でよく使う慣用句や固有名詞(300語)のほか、よく使うフレーズを定型文(200文)として標準搭載。 定型文一覧から選ぶだけで、音声入力が不要。

本学験活動、目覚生活、給食、環境、交通などの分野もカバー 丰田有名词、定型文は、国立大学法人宁都在大学国際学师 石林男祖 吉真在教授 監修

BENDEVEN BRECGARVE REPARK/~ FEBUT COMMETTANGE . SOUTHERN TAKE THE RESIDENCE OF LATE

固有名詞〈例〉日本語:上層き

英語: indoor shoes 中国語(簡体字):室内鞋

● 定型文 〈例〉日本語:お子さんは食物アレルギーがありますか?

英語: Does your child have any food allergies? 中国語(簡体字): 您孩子有食物过敏症吗?

### 少数からの利用が可能

ID/PASS認証と台数課金機能により、台数に応じてのご利用が可能。 率点循句報との契約後に発行される的が「スワードが必要です。

#### ■音声翻訳:11言語が翻訳可能 ※ELAEton/REEO和EXが日和、外国経形士の秘密はできません。

日本語 ⇔ 英語/中国語(普通話) /韓国語/インドネシア語/タイ語/ベトナム語/ミャンマー語/ポルトガル語(ブラジル) / フランス語/スペイン語 ドフランス語・スペイン語は音声での出力には対応していません。

#### ■テキスト翻訳:30言語が翻訳可能 ※日本語+外国語の概託が可能、外国語同士の解説はできません。

日本語 🗘 英医/中国語(層体字)/韓国語/台湾草語(繁体字)/アラビア語/イタリア語/インドネシア語/オランダ語/スペイン語/タイ語/ デンマーク語/ドイツ語/ヒンディ語/フィリピン謎/フランス語/ベトナム語/ポルトガル語/ポルトガル語(ブラジル)/マレー語/ ロシア語/ミャンマー語/ウルドゥ話/クメール語/シンハラ語/トルコ語/ネパール語/ハンガリー語/モンゴル語/ラーオ語

#### ■導入費用: ● 初期費:100,000円(税抜) ● 1台当たり利用料:5.000円/月(税抜)

〈有料オプション〉

- ・固有名詞無別: 1匝1,500円(税故) ※日本語から、東・平(関係)・華への概託、指み記号の打りを実施。
- ·定型文翻訳:1文(20文字まで)3,500円(税抜)※B本語から、第・中(無体)・体への検討を実施。
- 固有名詞登録作業・定型文登録作業:それぞれ1回120,000円(程度) ※食器の型に関係なく1月8の作業費になります。

本サービスをご利用いただくには、通信可能なiOS/Androidの スマートフォン、タブレットに専用アプリをインストールする必要があります。

※アプリはXS/Androiのフアプリストアからグランロードできます。 HANGNAL契約後発行されるDV/Cスワードが必要です。



#### 凸版印刷株式会社

〒101-0024 東京第干代王区神田和泉町1 各法 http://www.toppan.co.jp/ [日間、付わせ]: info-voicebizittoppan.po.ip

: 12,395千円 (前年度予算額 12,342千円)





日本語指導が必要な児童生徒等は増加傾向にあり、居住地域も集住化と散在化が同時に進行する中、 さらなる支援・指導の充実を図るため、日本語指導等を担当する教員の専門性の向上が求められている。

日本語指導の方法がわからなかったり、教材等がなかったりするために、日本語指導等特別の指導(放課 できていない学校は1434校あり、同じ理由のために、在籍学級以外の教室などでの取り出し指導(「特別の教育 日本語指導)ができていない学校が2202校ある。(日本語指導が必要な児童生徒の在籍数は7020校(外国籍)・3611校(日本籍))

### 大学等、教育委員会、学校における養成・研修に資する 体系的なモデルプログラムを開発・普及

○大学等、教育委員会、学校における養成・研修についての実態調査の実施(対象:教員養成系大学等607校、全国の教育委員会等) ○上記調査や先進事例へのインタビュー調査を踏まえた、教員・支援員に求められる資質・能力の検討 ○モデルプログラムの立案及び同プログラムの試行協力機関・団体の公募・選定 〇モデルプログラムの試行(大学、教育委員会、学校、NPO等(20機関程度)における養成・研修において実施) H30 Oモデルプログラムの成果の分析、評価の実施 〇モデルプログラムの実施方法についてのガイドブックの作成に向けた実施事例の収集 〇モデルプログラム改訂版(最終版)、「養成・研修ガイドブック(仮称)」の作成 ○モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催 H 3 1 〇日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開





### 「かすたねっと」は外国につながりのある 児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです



#### お知らせ

平成31年2月1日「かすたねっと」をリニューアルいたしました。

URLが https://casta-net.mext.go.jp/ に変更になりました。お手数ですがブックマークの変更をお願いいたします。

URL: https://casta-net.mext.go.jp/

### 「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

#### 「手引き」のあらまし

- ○文部科学省において平成23年に策定。
- ○外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



○外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面 的な改訂を実施する。

#### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月)

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその 保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度 中に改訂する。《施策番号65》

#### 改訂の主なポイント

- ○最新の統計データの反映
- ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- ○制度改正等のアップデート
- ・「特別の教育課程の編成・実施(平成26年)」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化 (平成29年) | 等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- ○最新の指導ツールの提示
- ・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』(リニューアル版)」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- ○支援体制の構築に関する記載の充実
- ・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- ○先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載
- ・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、 具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

外||国||人||児||童||生||徒| |受||入||れ||の||手||引| 2019年3月 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

なお、「外国人児童生徒受入れの手引」は、明石書店より発売されております。

# 就学機会の確保・就学継続支援

### 外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

#### 【参考】

日本国憲法(昭和21年11月3日憲法)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 <u>すべて国民は</u>、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償と する。

教育基本法 (平成18年12月22日法律第百二十号)

(義務教育)

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。(2~4項省略)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) (昭和54年8月4日条約第6号)(抄) 第十三条

- この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。
- 二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
- (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。
- (b)種々の形態の<u>中等教育(</u>技術的及び職業的中等教育を含む。)<u>は</u>、すべての適当な方法により、特に、<u>無償教育の漸進的な導入</u>により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

児童の権利に関する条約 (平成6年5月16日条約第2号)(抄)

#### 第二十八条

- ー 締約国は、<u>教育についての児童の権利を認める</u>ものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、 特に、
- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- (b)種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、<u>すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるもの</u>とし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

### 「外国人児童生徒の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(2019年3月15日付) (都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会宛て)

#### 1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

#### (1) 就学案内等の徹底

- ●就学に関する広報・説明の実施
- ●日常生活で使用する言語での情報提供
- ●住民基本台帳の情報に基づく就学案内の通知
- ●幼稚園等への就園に関する情報提供

#### (2) 就学状況の把握

- ●学齢簿に準じるものの作成など、適切な情報の管理
- ●外国人学校等も含めた就学状況の把握、情報の更新
- ●就学機会確保のための継続した働きかけ

#### (3) 外国人関係行政機関との連携の促進

●総合教育会議の活用、住民基本台帳担当部署、福祉担当部署、各種学校担当部署、多文化共生担当部署、公共職業安定所、地方出入国在留管理局等との連携

#### 2. 学校への円滑な受入れ

#### (1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

●通学区域内の義務教育諸学校において受け入れ体制が整備されていない場合の他区域への通学

#### (2)障害のある外国人の子供の就学先の決定

●総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

#### (3)受入学年の決定等

- ●ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認めることが可能
- ●進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの適切な対応が必要

#### (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

●本人や保護者の希望に応じ、日本語教室等において受け入れや学校生活への円滑な適応につなげるための支援、望ましい時期での学校への入学

#### (5)学齢を超過した外国人への配慮

●本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

### 外国人の子供の就学状況等調査について

#### 調査の目的

- ▶ 学齢相当の外国人の子供(日本国籍を有しない子)の就学状況や地方自治体(教育委員会を含む)における現時点の取組状況を把握する。
- ▶ 就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の収集を行うことで、地方自治体の取組の改善を促すとともに、地方自治体の取組に対する 支援の充実を図る。これにより、各地に居住する外国人の子供の教育機会の確保につなげていく。

#### 調查対象

▶ 全市区町村教育委員会

#### 主な調査内容

※現時点で教育委員会が把握している情報に基づき回答を求めるもの。

#### 就学状況の把握状況

#### 就学状況の把握

- 以下の区分の人数
- •義務教育諸学校
- •外国人学校
- •不就学
- ・転居・出国
- •不明

#### 就学の把握・促進のための取組

#### 住民窓口での就学案内の実施状況

#### 情報提供の方法

就学ガイドブックの配布状況 等

#### 学齢簿に準じるものの作成状況

#### 就学案内の通知

就学案内送付の有無、就学案内や手続等に関する 規定の整備状況、翻訳言語数等

#### 円滑な就学に向けた支援内容

就学ガイダンス/相談窓口の設置/プレスクール/プレクラス 等

#### 就学状況不明や不就学の場合の状況の把握

訪問や電話による個別確認・就学勧奨の有無 等

指導充実の ための取組 指導体制 拠点校への通級/校内での通級(特別の教育課程)/支援員の巡回/遠隔教育/その他/無 等日本語指導支援者や母語支援員の配置状況 教育委員会における研修の実施状況

#### 調査時期等

▶ 5月16日付で全国に調査を発出(〆切:6月14日)。

## 高等学校における受入れ

公立高等学校の入学者選抜における、外国人生徒の特別定員枠の設定

→14都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良)

公立高等学校の入学者選抜における、外国人生徒に対する試験教科の軽減

→11府県で設定

(茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、山梨、岐阜、愛知、大阪、鳥取、熊本)

公立高等学校の入学者選抜における、外国人生徒に対する学科試験をすべて免除 ※外国人生徒に対して、学科試験を実施しないことを指す。

→3道県で設定

(北海道、千葉、長崎)

参考:文部科学省「平成30年度公立高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

### 平成30年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 高校生等の中退・進路状況に関する調査結果(速報値)

- ※本結果はあくまで速報値であり、見直し等の結果最終的には異なる数値になる可能性がある。
- ※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。
- ※全高校生等のデータは、各年度の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出。

### 1. 中途退学率

※ここでいう「中途退学率」とは、当該年度中に中途退学した生徒数/当該年度に在籍している生徒数

日本語指導が必要な高校生等: 9.6%(平成30年度、特別支援学校の高等部は除く)

(全高校生等 : 1.3%(平成29年度、特別支援学校の高等部は除く))

### 2. 進路状況

(1)進学率※ここでいう「進学率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等に進学等した生徒数/当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

日本語指導が必要な高校生等: 42. 2%(平成30年度)

(全高校生等:71.1%(平成30年度))

②就職者における非正規就職率 ※ここでいう「非正規就職率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数/当該年度に高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数/当該年度に高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数/当該年度に高等学校等

日本語指導が必要な高校生等: 40.0%(平成30年度、全日制・定時制・通信制高校及び中等 教育学校後期課程のみ)

(全高校生等: 4.3%(平成30年度、全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ))

③進学も就職もしていない者の率 ※当該年度に高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)/当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

日本語指導が必要な高校生等:18.2%(平成30年度)

(全高校生等 : **6. 7%**(平成30年度))

### 外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業

2019年度予算額: 100,000千円 (新規)



### 現状と課題

○ 日本語指導が必要な外国にルーツを持つ高校生は、この10年で2.6倍に増加。

(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

- 日本人と共に育つ外国にルーツを持つ若者たちには、母国との架け橋となるグローバル人材としての活躍が期待される。
- しかしながら、これらの者に対する支援が十分ではないことから、将来有望な若者の芽を摘んでしまっている現状。
- この現状を打破すべく、NPO法人や高校等が、企業やボランティアなどの関係団体等と連携して、外国にルーツを持つ高校 生に対して包括支援を行う取組に対して支援。
- 今後、外国人労働者の受入れが拡大され家族滞在も増えていく方向であり、<u>こうした支援の必要性は一層高まっていく</u>。



補助対象 : 10 都道府県・指定都市・中核市 補助率 : 1/3

# 連携・協力

地方公共団体(福祉窓口、 児童相談所、保健センター、

#### 生活支援や心理のサポート

- •生活相談
- ・専門家の参<mark>画(ユース</mark>ワーカー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等)

ハローワーク等)

・奨学金に関する情報提供

#### 放課後や学校内外での居場所づくり

- ・地域コミュニティへの参加
- ・部活動への参加

#### 進学や進路の相談

•日本語教室、母語教室

- ・将来像やロールモデル提示
- ・キャリア教育、進路<mark>ガイダンス、</mark>就職 支援(インターンシップ、アル<mark>バイト</mark> 等)
- ・活躍している外国人材との交流
- •保護者への情報提供・支援



- 外国にルーツを持つ高校生の自立、自己実現、活躍の促進。各国と日本をつなぐ架け橋となるグローバル人材に成長。
- 我が国の経済・社会の安定・発展に寄与。多様性を尊重する社会、共生社会の実現。

# 最近の動向

- 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム (座長:浮島副大臣)
  - → 6月17日に報告書を取りまとめ・公表
- 中央教育審議会諮問(4月17日)
  - →「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」については、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において、集中的・機動的に審議する(5月30日設置)
- 日本語指導アドバイザリーボードの設置(5月29日)
  - → 地方公共団体における外国人児童生徒等教育を担う教員等 の資質能力の向上を図るとともに、日本語指導の指導者を養成 するため、日本語指導アドバイザーの派遣等を実施する。

### 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告 概要 ~日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション~

近年、小学校、中学校、高等学校等における<u>日本語指導が必要な児童生徒数</u>及びそれ以外の<u>国内の日本語学習者数は大幅に増加</u>している とともに、<u>外国人の子供の不就学を始めとして教育環境に係る問題</u>も指摘されている。また、<u>新たな在留資格が2019年4月より創設</u>され、将来的には家族帯同による<u>外国人の子供を含む更なる増加も見込まれる</u>。

景 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に 係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討(2019年1月~6月、8回開催)。

#### 重点的に進めるアクション

#### 外国人児童生徒等への教育の充実

#### 学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実

- ①学校における教員・支援員等の充実
- ・多言語化への対応(多言語翻訳システムの活用、遠隔教育の充実)
- ②教員の資質能力向上
- ・指導者派遣の仕組みを構築し、全国的な研修機会を確保
- ③進学・キャリア支援の充実
- ・高校生に加えて、中学生の支援を充実
- ・高校入試における外国人生徒への特別な配慮を促進
- 4 障害のある外国人の子供への支援
- ・特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等を配置
- ・特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会を充実

#### 地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生

- 5 外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進
- ・就学状況の全国調査を実施し、就学促進に向けた支援を充実
- ・多言語での就学案内を徹底、外国人のための就園ガイド(仮称)を作成
- 6夜間中学の設置促進等・教育活動の充実
- ・全ての都道府県・政令市に少なくとも一校が設置されるよう促進
- ・日本語指導等を含む教育活動の充実
- ⑦異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実
- ・母語・母文化を尊重しつつ、日本語・日本文化への理解を促進

#### 外国人に対する日本語教育の充実

#### ①日本語教育の機会確保

- ・国及び地方公共団体における地域日本語教育の総合的な体制整備の推進
- ・日本語学習 I C T 教材の対応言語を拡大(8→14言語)

#### ②日本語教師の質の向上

- ・「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方(2019年3月) | を踏まえ、日本語教師の資格化を進める
- ・就労者等に対する日本語教師の研修カリキュラムを一層普及
- ③日本語教育機関の質の向上
- ・法務省告示日本語教育機関の質の向上に向け、法務省と連携を継続

### 留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底

#### ①留学生の国内就職の促進

- ・外国人留学生の就職を促進するプログラムを認定
- ・「在留資格」の切り替えが確実に行われるよう、地域単位での在留資格変更に 係る研修会を実施
- ・大学等の就職率等の情報を日本学生支援機構の特設サイトに掲載

#### ②留学生の在籍管理の徹底

- ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化
- ・在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格の厳格化
- ・留学生別科に対し、日本語教育機関に関する法務省告示基準に準じた基準策定 及び適合性の確認

### 新しい時代の初等中等教育の在り方について(諮問概要)

(2019年4月17日中央教育審議会)

#### 現在の学校教育の成果の例

- ●OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- ●全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実 に進展
- ●高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育んできた それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

### 社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- ■高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- ●大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- ●いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- ●教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務(平成28年度の教員勤務実態調査)
- ■教師の採用選者試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落。 [12.5倍(平成12年度)→3.5倍(平成29年度)]
- ●学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- ●人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

### Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

新学習指導要領

の実施

- ●Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通 じて知識やアイディアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- |教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じ た学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- ●子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- ●「チームとしての学校」の推進

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育 の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の 在り方について総合的に検討 学校における働き方改革

### 中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

#### 1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの**基盤的な学力の確実な定着**に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した<u>児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制</u>の在り方や、<u>習熟度別指導の在り方</u>など<u>今後の指</u> 導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む**教育課程**の在り方
- **障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒**に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

### 2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など**各学科の在り方**
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 〇 時代の変化・役割の変化に応じた**定時制・通信制課程**の在り方
- **地域社会や高等教育機関との協働**による教育の在り方

#### 3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の**就学機会の確保**、教育相談等の**包括的支援**の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- <u>日本の生活や文化</u>に関する教育、<u>母語の指導、異文化理解や多文化共生</u>の考え方に基づく教育の在り方

#### 4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を**学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階**に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- <u>教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画</u>等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など**教員免許更新制の実質化**
- **多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成**できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する**教師の専門性向上のための仕組み**の構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた**幼児教育の質の向上**
- **義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障**するための方策
- **いじめの重大事態、虐待事案**に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた**自治体間の連携等を含めた学校運営**の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

等

#### 日本語指導アドバイザリーボード設置

令和元年5月29日

#### 1. 趣旨

<u>地方公共団体における</u>外国人児童生徒等教育を担う<u>教員等の資質能力の向上を図る</u>とともに、<u>日本</u> 語指導の指導者を養成するため、日本語指導アドバイザーの派遣等を実施する。

- 2. 日本語指導アドバイザーの業務
  - (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
  - (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修における指導
  - (3) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
  - (4) その他
- 3. 実施期間

令和元年5月29日から令和2年3月31日

4. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

5. 日本語指導アドバイザー (五十音順・敬称略)

今澤 悌 山梨県甲府市立大国小学校教諭 海老原 周子 一般社団法人kuriya 代表理事 大菅 佐妃子 京都市教育委員会副主任指導主事 小島 祥美 愛知淑徳大学准教授 近田 由紀子 目白大学専任講師 齋藤 ひろみ 東京学芸大学教職大学院教授 佐藤 郡衛 明治大学特任教授 築樋 博子 豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員

浜田 麻里 京都教育大学教授

#### 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)(平成28年6月)提案事項への取組状況

	提案事項	取組状況
	(1)「拠点校」等を中心とした指導体制の構築	
	1. 拠点校等の事例・モデルの把握・普及(特に散在地域)	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の必須項目として実施。散在地域への支援が可能となるよう体制整備が進められている。(R元年度 71自治体が実施)
1. 外国人児童生徒等教育の 指導体制の整備・充実	2. 管理職・教員・支援員等への研修機会の付与などの体制整備	・文部科学省において、大学、教育委員会、学校等における外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修に資する体系的な「モデルプログラム」を開発(2017年度~2019年度)・独立行政法人教職員支援機構主催の管理職・教員を対象とした「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」を実施・地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修に文部科学省が委嘱した日本語指導アドバイザーを派遣(令和元年度~)
	(2)地域のNPO、国際交流協会、大学、社会教育・福祉等の関係機関との連携体制の構築	
	1. 地域のNPO、大学、社会教育、福祉等の関係機関等との連携・協働の促進	・高校等が、地域のNPOや企業などの関係団体等と連携し、外国人高校生に対して包括的な支援を行う取組に対して支援(きめ細事業)(R元年度 6自治体が実施)
	2. 「定住外国人の子供の就学促進事業」の充実・強化	・令和元年度予算において、対前年度37百万円増の80百万円を確保 都道府県、特別区及び市町村のみでなく、複数の特別区又は市町村を構成員とする協議会も 本事業における補助事業者の対象とすることで、広域的な地域の連携に対する支援も行って いる。
	(3)外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充	
	1. 日本語指導・教科指導・生活指導・支援員のコーディネート等の役割を果たす、外国人児童生徒等を担当する教員の配置の充実	・平成29年3月に義務標準法を改正。それまで、加配定数であった日本語指導のための教員 定数を10年間で計画的に基礎定数化し、令和8年度には、日本語指導が必要な児童生徒1 8人に1名の教員を基礎定数として配置 (参考)日本語能力に応じた特別の指導のための教員定数 平成28年度 1,410人(加配) 平成29年度 1,457人(基礎+加配)(+47人) 平成30年度 1,515人(基礎+加配)(+58人) 令和元年度 1,583人(基礎+加配)(+68人)

	(4)日本語指導や母語による支援を行う支援員の人材確保・配置の推進	
	1. 日本語指導支援員や母語支援員の配置を促進	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして日本語指導支援や母語支援員の配置を支援(R元年度 60自治体が実施)
	2. 日本語指導支援員や母語支援員となり得る地域の人材ネットワーク形成を促進	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」において、地域の人材機関(国際交流ラウンジ、国際交流協会)と連携した取組に対しても支援
	(1) 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成及び現職教員の研修の充実	
	1. 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修のモデル・プログラムの開発・普及	・文部科学省において、大学、教育委員会、学校等における外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修に資する体系的な「モデルプログラム」を開発(2017年度~2019年度)
	2. 教員養成系大学等における外国人児童生徒等教育の関係科目の設置の推進・普及	・「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて-国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書-」(平成29年8月29日)において、特別な支援を必要とする児童生徒や外国人の児童生徒の対応など、実際の教育現場で直面する教育課題等のニーズを踏まえた教員養成カリキュラムとするよう周知を図った(2016年度~)
2. 外国人児童生徒等教育に 携わる教員・支援員等の養 成・確保	3. 初任者研修・中堅教諭等資質向上研修(十年研修)・免許状更新講習等における外国人児童生徒等教育 に関連する研修内容の充実	※都道府県、大学等への提言
	4. 外国人児童生徒等に携わる教員や支援員に必要となる能力や資格等の在り方について検討	・児童生徒等に対する日本語教師(初任)に求められる資質・能力(「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」平成31年3月4日文化審議会国語分科会)
	5. 教職大学院等と連携した現職教員の専門性養成のための研修プログラム(履修証明等)の構築を促進	※都道府県、大学等への提言
	(2) 外国人児童生徒等教育に関する専門性・意欲を有する教員の採用・配置 ※都道府県への提言	

(3)日本語指導や母語による支援を行う支援員の養成	
	・地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修に文部科学省が委嘱した日本語指導アドバイザーを派遣(令和元年度~) ・文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」で示された児童生徒等に対する日本語教師(初任)に求められる資質・能力及び教育内容,モデルカリキュラムに基づき,日本語教師を対象とした研修カリキュラム開発事業を実施(令和元年度~)
2. 支援員として学校に参画していくために必要な基礎的な資質・能力の在り方について検討	・文部科学省において、大学、教育委員会、学校等における外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修に資する体系的な「モデルプログラム」を開発(2017年度~2019年度)しており、支援員に対する研修プログラムも提示。
3. 日本語指導や母語支援員に対し、学齢期の児童生徒の日本語・教科・生活上指導上の基礎知識に関する研修機会の充実(都道府県が行う研修への支援)	・地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修に文部科学省が委嘱した日本語指 導アドバイザーを派遣(令和元年度~)

	(1)「JSLカリキュラム」及び「特別の教育課程」による指導の普及	
3. 外国人児童生徒等教育に おける指導内容の改善・充実	1. 専門的知識が十分でない学校・教員が「JSLカリキュラム」による指導を行うため、指針、手引き、教材等の必要な情報をパッケージとして提示	かすたねっとや「外国人児童生徒受入れの手引(改訂版)」による情報提供を実施
	2. 「特別の教育課程」の利点を積極的に発信。	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の必須項目として実施。(R元 年度 71自治体が実施)
	3. 「特別の教育課程」を実施するにあたり、教員が個別の指導計画の策定、学習評価を円滑に行うことができるよう先進的な事例に関する情報を発信	・「外国人児童生徒受入れの手引(改訂版)」(平成31年3月改定)において、先進的な取組 例を記載
	4. 小・中・高校段階における指導内容の検討(母語を介した教科指導、学び直しのための日本語・教科指導)	・引き続き検討
	5. 日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる学校・教員が行うべき指導上の配慮事項を示すとともに周知を図る	・「外国人児童生徒受入れの手引(改訂版)」において、学校の管理者・日本語指導担当教員・在籍学級担任・教育委員会のそれぞれの役割について記載、その中で配慮事項等を明記
	(2) 就学前・初期段階からのきめ細かな初期日本語指導の実施	
	1. 市町村・学校が取組む初期日本語指導の取組に対する支援	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」において、初期日本語指導の取 組に対しても支援
	2. 市町村・学校が幼稚園・保育所等と連携し、就学前段階 1 ~ 3 ヶ月程度、プレスクール等の初期指導教室における日本語指導を実施する取組に対する支援	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして「プレスクール」の取組に対して支援(R元年度 18自治体が実施)
	3. 乳幼児検診等の機会を捉え、保護者に対して家庭で母語や基礎的な日本語を育むことの重要性、学校生活で必要な日本語習得のための初期日本語指導の必要性の啓発活動を行う。また、親が受講できる地域の日本語教室の情報提供を行う	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして「親子日本語教室」の取組に対して支援(R元年度 9自治体が実施) ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」「「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」(文化庁事業)により親子を対象とした日本語指導を含め支援
	(3) 外国人児童生徒等教育のための教材の充実	
	1. 各学校で開発・蓄積された教材の共有・活用の促進(教材検索サイト「かすたねっと」の機能改善・強 化)	・平成30年度に見やすく、検索しやすいようにリニューアルを行った。引き続き、充実を 図る

	(1)外国人の子供等の就学促進		
	1. 住民基本台帳の登録情報に基づく学齢簿に準じた書類の作成、就学案内の送付、域内の学校や外国人学校への在籍者との照合による継続的な就学状況の把握、不就学等の把握の観点からの戸別訪問実施。これら取組に対する支援。先進的な取組の他地域への普及促進	・外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)(平成31年3月15日)を発出 ・外国人の子供の就学状況等調査を実施(令和元年5月16日発出)。(義務教育諸学校や 外国人学校に通う子供や不就学の状況にある子どもの人数、教育委員会において実施している就学の把握・促進のための取組、公立学校における指導充実のための取組について調査) 調査結果を踏まえ、必要な施策について検討 ・「定住外国人の子供の就学促進事業」において、各自治体が行う就学状況調査等の取組を 支援	
	2. 幼稚園・保育園等との連携による就学前からの日本語初期指導(プレスクール)等の取組推進	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして「プレスクール」を支援(R元年度 18自治体が実施)	
	3. 母語による支援やICTの活用、多言語による就学案内、多言語による「就学ガイドブック」の利用促進	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして「母語による支援」、「ICTの活用」を支援(R元年度 18自治体(母語)、27自治体(ICT)が実施) ・外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)(平成31年3月15日)を発出 ・「かすたねっと」に掲載の就学案内 17言語(日本語含)に対応	
	4. 日本語指導が必要な児童生徒であって、発達障害の可能性がある者への指導・支援の在り方についての専門家・専門機関等による研究について情報収集を図る	・母国の言語、教育制度や文化的背景に留意し、障害のある外国人の子供の就学先の決定が適切に行われるよう、地方公共団体への周知を行った(平成31年3月)。 ・発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する学校における合理的配慮の提供について実践研究を行い、その成果を普及する予定	
	(2) 外国人児童性等の高校進学の促進		
4. 外国人の子供等の就学・ 進学・就職の促進	1. 県立高等学校等の入試における在留不外国人生徒に対する「特別枠」の設定や学力検査における日本語能力への配慮等の取組を都道府県へ促す	・帰国生徒も含め、「特別枠」の設定や日本語能力への配慮等ついて、今後、通知等により 都道府県に対して取組を促す予定	
	2. 高等学校における日本語指導・教科指導の内容の改善・充実等、指導体制整備の取組への支援	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして、高校等が企業などの関係団体等と連携し、外国人高校生に対して包括的な支援を行う取組に対して支援 (R元年度 6自治体が実施)	
	3. 小・中学校段階での「JSLカリキュラム」等による指導内容や「特別の教育課程」による取組を高等学校段階への拡充に必要な検討に着手	・引き続き検討	

	(3) 外国人児童性等の社会的・経済的自立のための教育の推進	
	1. 企業等と連携した外国人児童生徒等のための進路指導・キャリア教育・インターンシップ等の取組の推 進	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして、高校等が企業などの関係団体等と連携し、外国人高校生に対して包括的な支援を行う取組に対して支援 (R元年度 6自治体が実施)
	2. 我が国の義務教育諸学校等で教育を受け進学・就職し、個性を生かして活躍している社会人・大学生・ 高校生が、在学中の外国人児童生徒等と交流する機会を設け、学びの動機づけを行う取組に対しての支援	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」で支援は可能 (P)
	3. 夜間中学の設置促進、八ローワーク・労働局・企業等との連携による就学訓練機会や就学相談の機会等 の拡大に関する取組に対する支援	・全ての都道府県に少なくとも1校が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての政令指定都市において夜間中学が設置されるよう新設基準に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援 ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして、高校等が企業などの関係団体等と連携し、外国人高校生に対して包括的な支援を行う取組に対して支援(R元年度 6自治体が実施)
	4. 外国人児童生徒等が多数在籍の小・中学校においてイマージョン教育の検討等、外国人児童生徒等の個性を伸長するための特例的な学校の推進	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のメニューとして、共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究を実施する取組に対し支援(R元年度 9自治体が実施)
	5. SGHの仕組みを活用し、定住外国人生徒・留学生・日本人生徒等を対象に、外国語による授業等による グローバルリーダー育成のモデル校の推進	・グローバルリーダーを高等学校段階から育成に資する質の高いカリキュラムを開発・実践 するスーパーグローバルハイスクール (SGH) 事業を引き続き実施するとともに、当該事業 の指定校における留学生の積極的な受入を促進している。
	それそれの個性を伸長するための各大学の自主的な取組を促す	・スーパーグローバル大学創成支援事業(SGU)において、英語のみで卒業できるコースの 設置、シラバスの英語化、外国語にも対応できる事務職員の高度化等大学の国際化により多 様な学生がともに学べる環境整備に取り組んでいる。

※ 青字は再掲

## 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議における 主な検討事項(案)

- 1. 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保・充実、指導力の向上
- (1) 指導体制の確保・充実
  - ・集住地域、散在地域それぞれにおける支援の在り方(拠点校、初期集中 支援(初期指導教室、プレクラス等)の在り方を含む)
  - ・特別の教育課程の普及
  - ・ICT の活用(多言語翻訳システム、遠隔教育等)
- (2) 指導力の向上
  - ・教員、支援員等の資質能力向上のための方策(養成・研修モデルプログラムの普及を含む)
  - ・日本語能力の測定方法と指導への生かし方
  - ・障害のある子供への対応
  - ・ 教材の充実
- 2. 外国人児童生徒等の就学・進学機会の確保
  - ・ 就学前段階の支援の在り方
  - ・就学状況の把握に向けた方策
  - ・就学促進のための制度的・運用的方策の在り方
  - ・外国人生徒の高校進学の促進方策
- 3. 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方
  - ・地域資源の活用の在り方
  - ・日本人児童生徒を含めた指導の在り方
- 4. 関係機関・支援団体・企業等との連携
  - ・連携体制の構築に向けた方策
  - ・保護者への対応における連携

# 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 今後のスケジュール

# 【第2回】

1. 日 時:令和元年7月30日(火)13:00~15:00

2. 会 場:文部科学省9階 総合教育政策局会議室

# 【第3回】

1. 日 時:令和元年8月28日(水)10:00~12:00

2. 会場:未定のため、決まり次第ご連絡します。

## 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告 ~日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション~

令和元年6月17日

#### I. 検討の背景と経緯

- 近年、我が国に在留する外国人が増加していることに併せて、この10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数(平成28年:4.4万人(1.8万人増))及びそれ以外の国内の日本語学習者数(平成29年:24万人(7.6万人増))は大幅に増加している。
- さらに、深刻な人手不足を踏まえ、入管法等が改正され、新たな在留 資格「特定技能」が平成31年4月より創設されたところである。
- こうした社会変化の中で、政府としては、外国人材を適正に受け入れ、 共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して暮らせる 社会の実現に寄与することを目的とし、「外国人材の受入れ・共生のた めの総合的対応策」(平成30年12月外国人材の受入れ・共生に関する関 係閣僚会議決定)を策定したところである。
- この総合的対応策には、外国人が教育・就労・生活の場でコミュニケーションできる環境を整備するための、日本語教育・外国人児童生徒等に向けた教育として現時点で可能な種々の施策が盛り込まれており、まずはこの総合的対応策を確実に実施していくことが重要である。
- また、新たな時代における共生社会を実現するためには、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を現場目線で深掘りし、俯瞰した上で、将来にわたって新たな時代における共生社会を実現するために必要な施策を充実させていくことが必要である。
- このため、外国人受入れに係る文部科学省の組織体制を強化するとともに、関係省庁との連携を強化し、スピード感を持って施策の具体化を進めていくことが重要であるとの認識の下、省内に浮島文部科学副大臣を座長とする「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム」を設置し、平成31年1月から8回にわたって、有識者からの意見聴取や現

地視察等を行いつつ検討を行った。

### Ⅱ.基本的な考え方

#### (1) 外国人との共生を進める意義

- 外国人の受入れ・共生は、我が国に豊かさをもたらすものであり、 外国人が日本人とともに今後の日本社会を作り上げていく大切な社会 の一員であることを認識し、日本人と外国人がともに尊重し合い、さ まざまな課題に対して協働していくことのできる環境を構築すること が重要である。
- 例えば、外国人は産業の担い手となるだけでなく、少子高齢化が進む日本社会における日本文化・地域活動の担い手となることも期待される。また、彼らを通じて我が国に多様な価値観・文化がもたらされることは、日本人がグローバル社会で暮らしていく上でも役立つものと考えられる。またさらには、日本の情報を世界に発信する上でも、日本を知る外国人の貢献が期待される。
- 一方、世界に目を向ければ、外国人受入れに伴って、望ましい形で の共生が実現できず生じた社会的な分断は大きな課題となっている。 我が国において在留外国人が増加している現状を踏まえれば、日本社 会において同様の課題が発生しないよう十分な対策を積極的に講じて いくことが重要である。

#### (2) 外国人との共生に向けた取組の方向性

- 外国人との共生の実現のためには、外国人の子供たちが、行政の狭間に取り残されることのないよう教育機会を確保し、地域社会で生活していくための日本語や社会習慣を身に付けるとともに、日本文化への理解を養うため、学校におけるきめ細かな指導体制を充実していくことがまず必要である。
- その上で、外国につながる子供たちの母語・母文化などの継承に配慮するとともに、本人の希望と能力に応じて、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職など、日本社会へのスムースな移行を実現できる環境を整備していく必要がある。

- 併せて、在留外国人の年齢、語学力、文化的背景、就労形態が多様であることに留意し、一人一人の実態に応じた多様な日本語教育を始めとする学習機会が提供されるように努めることも重要である。
- このような共生社会実現のために、文部科学省の組織体制の強化を 図りつつ、外国人共生に関わる国・地方を含む行政機関が緊密に連携 して施策を講じることが必要である。

#### Ⅲ.新たに取り組むべき施策

※<>内の数字は、関連する「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」施策番号

#### 1. 外国人児童生徒等への教育の充実

#### <現状認識と課題>

- 日本語指導が必要な児童生徒の増加、多様化に対応するため、文部科学省では、「特別の教育課程」の編成・実施を可能とする制度改正、日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善、教員研修の実施、指導・支援体制の構築を図る地方公共団体の取組への支援等に取り組んできた。
- 一方で、外国人の子供の数が着実に増加する中では、その受け入れや日本語指導を担う人員の確保は重要な課題であり、全国的な研修機会を確保し、体系的に日本語指導等を実践できる体制を構築するとともに、障害を持つ外国人の子供への対応を含め、学校におけるきめ細かな指導体制を更に充実していく必要がある。
- また、外国人の子供については、就学義務が課されておらず、あくまで本人・保護者の希望に基づいて公立学校や外国人学校への入学が行われるため学齢簿による在籍管理が課されていない。このため、地域によって就学実態の把握の状況が多様であり、そうした中で不就学状態にある外国人の子供の存在も懸念される。全国的な外国人の子供の就学実態の把握を進め、全ての外国人の子供に教育機会が確保されるよう取り組んでいく必要がある。

○ さらに、外国人の子供が母語・母文化を学ぶ機会に配慮するとともに、 日本人・外国人の子供への基礎的学力の定着や異文化理解・多文化共生 の考え方に基づく教育を充実し、外国人と地域との相互理解を進めるた めの環境整備に努めていくことも重要である。

#### <取組の方向性>

#### (1) 学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実

文部科学省においては、公立学校における日本語指導が必要な外国人 児童生徒等の教育環境整備を進めてきたところであるが、引き続き公立 学校における教員・支援員等の充実を進めつつ、教員の資質能力の向 上、障害を持つ子供を含むきめ細かな指導体制の更なる充実を図る。

#### 【学校における教員・支援員等の充実】 <61,62>

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく改善を着 実に推進する(令和8年度には日本語能力に課題のある児童生徒18人 に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう毎年度計画的に 教員1人当たりの児童生徒数の改善を図る)。また、「帰国・外国人児 童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を通じた日本語補助指導者や 母語支援員等の配置の充実と人員の確保に努める。
- 外国人の子供の公立学校への就学に対するハードルを下げるために も、幼児教育施設、公民館等を活用し、幼児や保護者に対する入学後 の学校生活への円滑な適応につなげるための日本語指導、就学ガイダ ンス、就学相談等の取組を充実する。
- 多文化共生社会の実現に向け、散在地域においてもきめ細かな指導を行うための多言語化に対応した翻訳システムや外国人児童生徒等にとっても利用しやすい教材の活用、遠隔教育の充実等、ICTを活用した支援体制を整備する。

※学校向けの多言語翻訳システム例: VoiceBiz (ボイスビズ) 音声翻訳11言語、テキスト翻訳30言語

○ また、多言語教材等の提供を行う情報サイトを充実することで、学校 現場等における外国人児童生徒等への対応が円滑に行われるよう支援 する。

- ・日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善
- ・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(日本語指導、母語による支援、 就学前教育、ICT活用等)
- ・多言語での就学案内のための方策について、就学ガイドブックの多言語化や、外国人 のための就園ガイド(仮称)の作成を含め、その在り方について検討
- ・外国人児童生徒への日本語指導の充実に向け、遠隔教育の活用を図る。
- ・関係省庁と連携し、幼児教育施設における外国人の子供の受け入れにあたっての配 虚事項を周知する

#### 【全国的な研修機会の確保による教員等の資質能力の向上】 <63>

- 教育委員会や大学等における養成・研修に資する「モデル・プログラム」の開発・普及を進めることで、日本語初期指導、中期・後期指導、JSLカリキュラムによる指導等の系統的な日本語指導を実践するための体制を整備し、日本語指導等を担う中核的教師の養成を進める。
- (注) JSLカリキュラム:日本語の力が不十分なため日常の学習活動についていけない児童生徒が授業 に参加するための、日本語で学ぶ力を育成することを目的としたモデル・カリキュラム。
- 日本語指導など外国人の子供への指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、学校内外の多様な担い手から能力ある人材を柔軟に確保することが重要であることに留意しつつ、幼児教育段階を含め、有効な方策について検討を行う。
- 各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等を行う仕組みを構築する等により、外国人児童生徒の指導に関する研修の機会を充実する。

- ・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」の開発・普及を 着実に実施する
- ・外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議を新たに立上げ、日本語指導補助者などに求められる資質の在り方、その有効な人材確保の方策に関しても検討を行う 予定
- ・これまでの取組や現場のニーズを踏まえた上で、幼児教育段階における指導上の留意 事項等の整理や幼児教育に係る教育指導者養成研修の在り方を検討する
- ・日本語指導アドバイザーを文部科学省から直接委嘱し、自治体の研修開催に当たる講 師派遣を開始予定
- ・独立行政法人教職員支援機構において、外国人児童生徒等の支援に関するセミナーを 新たに開設する
- ・都道府県教育委員会等に対して、教職員研修に関する提言等をまとめた事務連絡を通じて、研修における外国人児童生徒等の支援の扱いについて周知

#### 【中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実等】 <64>

- 外国人の子供の高校への進学状況、中退率、進路状況等について実態の把握を進める。その上で、中学校・高等学校において将来を見通した進路指導が提供されるよう、日本語指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進める。
- 公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮(ルビ、辞書の持ち込み、特別入学枠の設置等)について、地域の実情に応じて充実が図られるように促す。また、外国人学校を卒業した者も、その意欲と能力に応じて公立学校での教育機会が得られるよう、高校入学資格の考え方について周知を行う。
  - ※日本にある外国人学校中等部は中学校ではないため、これを卒業したことをもって、高等学校入学資格を有するものではない。しかしながら、中学校卒業程度認定試験を受験し合格した上で、高等学校の入学者選抜試験を受験することができる。

なお、当該生徒の保護者が日本国籍を有しない場合には、そもそも、その保護者に就学義務は課されていないため、そのような事情を考慮し、校長の判断により、各高等学校において、中学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者についても、当該高等学校の入学者選抜試験を受験することができる。

○ 義務教育を修了した外国人について、その能力・意欲に応じて日本 社会への定着が円滑に行われるよう、進学・就職にあたって必要な在 留資格の取得要件の明確化について、法務省と共に検討を行う。

- ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の実施(中高生キャリア支援)
- ・高校入試における特別な配慮等の取組推進に向けた周知を行う
- ・法務省と協議を行い、在留資格の取得要件の明確化を検討する

#### 【障害のある外国人の子供に係る支援の充実】 <新規>

- 母国の言語、教育制度や文化的背景に留意し、障害のある外国人の子供の就学先の決定が適切に行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。
- 特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等の配置に努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が相互に連携するとともに、それぞれ外国人の子供に係る支援や、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。
- 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する学校における合理的配慮の提供について実践研究を行い、その成果を普及する。また、子育てや就学に関する相談窓口等について外国人の保護者も対象に分かりやすく積極的な情報発信に努める。

- ・平成31年3月に地方自治体宛の通知において、障害のある外国人の子供の就学先の 決定に関して周知済み。引き続き、説明会等において周知を継続する。
- ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(日本語指導、母語による支援、ICT活用)
- ・独立行政法人特別支援教育総合研究所が実施する特別支援教育の担当教師向けの研修において、外国人の子供に係る支援に関する講義を実施する
- ・自治体において実施する特別支援教育に関する研修に日本語指導の担当教師が参加 できるよう周知するとともに、独立行政法人特別支援教育総合研究所が実施する特別 支援教育に関するインターネットによる講義配信の活用を周知する
- ・独立行政法人教職員支援機構が実施する「外国人児童生徒に対する日本語指導指導者 養成研修」において、特別支援教育に関する講義を実施予定
- ・「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業」において、外国人児童生徒 を対象とした研究を実施する(令和元年度2件採択)

#### (2)地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生

外国人の子供の就学実態を把握し教育の機会を確保するとともに、外国人学校、NPO等の地域における多様な外国人の子供の受け皿と、教育委員会や学校の連携を促進し、共生社会の実現を図る。また、夜間中学において生徒の約8割を外国人が占めている現状を踏まえ、義務教育未修了者や入学希望既卒者である外国人の教育機会を確保するため、夜間中学の設置促進や教育活動の充実を図る。

#### 【就学状況の把握及び就学促進】 <65,66>

- 義務教育諸学校への多言語による就学案内を徹底するとともに、学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握を進め、就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の収集を行う。
- 地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進に資する取組への支援を充実する。
- さらに、就学に関する情報提供を市区町村の教育委員会が住民基本 台帳担当部署等と連携して行う等、地方公共団体の関係部局や関係機 関による一体的な取組を促進する。
- 地域において外国人の子供の教育の受け皿となっているブラジル人 学校等の外国人学校について、地域との連携・協働に向け、実態把握 を進める。

- ・多言語での就学案内を促進するため、就学ガイドブックの多言語化について検討する
- ・就学状況の全国調査を実施(5月調査発出)。同結果を踏まえ、外国人児童生徒等の 教育の充実に関する有識者会議においても議論し、更なる就学促進策を検討予定
- ・学校内外の切れ目ない就学促進が可能となるよう、「定住外国人の子供の就学促進業」 (学校外の支援)の運用について検討
- ・外国人学校をより的確に把握するため、既存の調査項目の改善・充実

#### 【夜間中学の設置促進・教育活動の充実】 <52>

- 夜間中学について、全ての都道府県に少なくとも一校が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての政令指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、自治体向けの研修会の開催や広報活動の充実を図る。
- 夜間中学における日本語指導を含む教育活動の充実を図る。このため、教員の日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、教員に加えて日本語教師・日本語指導補助者等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することによる学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や、地域の日本語教室等との連携を進める。

- ・全ての都道府県への設置目標に加え、全ての政令指定都市への設置目標を新たに設定
- ・「夜間中学における就学機会の提供推進」事業をはじめとした関連事業により、夜間 中学の設置促進や効果的な広報活動の実施、教育活動の充実等を推進
- ・教育機会確保法附則第3項に基づき、夜間中学の設置推進・充実等に係る有識者会議 を開催し、必要な措置を検討

## 【異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実・地域との包摂 促進】 <新規>

- 母語・母文化の学習機会を尊重しつつ、放課後等においても地域住 民等の参画を得ながら、日本社会の中で生活する上で必要となる日本 語、日本文化への理解を得る機会を確保する。
- 外国人集住地域における、日本人・外国人の子供への基礎的学力の 定着や異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方につい て検討する。
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育等の拠点となる学校の形成を目指す。方策の一つとして、外国の学校との円滑な編入学・進学にも資する国際バカロレアの教育プログラムについて、日本の学校で、日本語と外国語双方を活用する形で普及を図り、日本人と外国人が共に学ぶ教育環境の充実を図る。
- 異文化理解や多文化共生を意識した、持続可能な社会づくりの担い 手を地域社会で育むため、ESD(持続可能な開発のための教育)の推進 拠点であるユネスコスクール等を通じて、国内外のネットワークも活 用した国際理解・文化多様性等に係る学習・教育活動を推進する。

- ・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業の実施(母語・母文化支援の充実)
- ・異文化理解・多文化共生の視点も踏まえた地域学校協働活動の推進
- 異文化理解・多文化共生に資する取組の実証研究
- ・異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育に資する教育プログラムの推進(国際 バカロレア教育の推進、持続可能な開発のための教育の推進)

#### 2. 外国人に対する日本語教育の充実

## (1)日本語教育機会の確保と質の向上 <現状認識と課題>

- 外国人材受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月)においては、新たな外国人の受入れを見据え、これまでにないレベルでの日本 語教育の量的・質的な充実を進めていくことが示された。
- まず、一定水準の日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、 地方公共団体の総合的な体制作りを全国的に進めている。また、日本語 教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、ICTを活用した日本語 学習教材の開発・提供等を実施している。
- さらに、日本語教育の質の向上に向けて、「言語のためのヨーロッパ 共通参照枠(CEFR)」を参考にした日本語教育の標準や日本語能力 の判定基準の検討・作成を行うとともに、日本語教師の資格制度に関す る検討等を進めている。
- なお、日本語教師には専門的な知識・技能が求められる一方で、日本 語教師の職業としての社会的認知が低いことなどが、質の高い日本語教 師を確保していく上で課題として指摘されている。
- また、留学生が急増している法務省告示の日本語教育機関について、 その教育の質を担保するための取組を早急に行うことも必要である。

#### <取組の方向性>

地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくり等、地域における日本語教育を推進する。また、日本語教育人材の質を向上するための研修・資格制度等の枠組み・支援策を整備し、安定的に人材が確保できる環境を実現する。

# 【生活者としての外国人に対する日本語教育の全国展開・学習機会の確保】 <48~51>

- 未来を見据え、在留する外国人が生活する全ての地方公共団体が地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進できるよう、地方公共団体等との意見交換を進めるとともに、その課題・ニーズを踏まえて、日本語教育の環境整備の改善・充実を図る。
- また併せて、「やさしい日本語」など多文化共生や日本語教育に対する地域住民の理解を推進するための活動を促進することが重要である。
- 日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自主学習が可能なICTを活用した日本語学習教材の開発・提供を進めつつ、教材の更なる多言語化(14言語)に向けた検討を進める(総合的対応策では8言語を対象にしており、令和元年度中に6言語開発予定)。
- さらに、日本語教室空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等の支援を行うことにより、空白地域の解消を目指す。このために、先進的な実践事例(平成28~30年度実施)について、空白地域解消推進協議会を通じた情報発信等を行うことにより、今後取組を行う地域への波及を促進する。

#### く具体的取組>

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(地方公共団体への補助)について、 地方公共団体等との意見交換を行い、その課題・ニーズを踏まえた改善・充実
- ・自主学習が可能なICTを活用した日本語学習教材の開発・提供、更なる多言語化に 向けた検討を進める
- ・「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業の改善・充実(実 践事例について、空白地域解消推進協議会等を通じて周知)

#### 【日本語教育全体の質の向上等】 <53~55>

- 日本語能力の共通指標として求められている、一般的な日本語教育の標準(日本版CEFR)について、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠(CEFR)」を参考として、日本版CEFRのうち共通参照レベルと能力記述の策定を行う。
- 文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」では、現職日本語教師の活動分野(生活者、就労者、留学生、児童生徒等)別研修の在り方が追加されており、これら研修の受講機会の充実を図る。
- また、日本語教師が養成段階から初任、十分な経験を有する中堅へと、その能力と経験に応じてキャリアアップが可能となるよう体系的な研修等の制度について検討する。併せて、地域の日本語教育を推進するために、地方公共団体や企業、学校等の関係機関との連携の核となる日本語教育コーディネーターが一層活躍できるよう、研修等の充実を着実に図る。
- 文化審議会国語分科会において、審議経過の概要として「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方」を平成31年3月に整理し、日本語教師の「資格」の制度設計に当たっての考え方(対象者の範囲、判定の仕組み、試験内容等)を示したところ。資格取得の要件等について更なる検討を進め、令和元年度中に結論を得る。
- 専門性を有する日本語教師が魅力ある職業として社会的に認知されるよう、日本語教師の資格の創設について検討を行うとともに、社会的な認知向上に向けた情報発信等に取り組む。

- ・日本語教育の標準(日本版CEFR)について、共通参照レベルと能力記述を策定する
- ・日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業の改善・充実(就労者等に対する日本語教師のための研修カリキュラムを一層普及、日本語教師のキャリアアップに資する体系的な研修等の充実)
- ・日本語教師の資格に関する検討を進め、令和元年度中に結論を得る

#### 【日本語教育機関の質の向上】 <56~58>

○ 「法務省告示をもって定められた日本語教育機関の教育に係る定期 点検及び客観的指標に関する協力者会議」の合意事項として、新たな 抹消基準としての日本語能力に係る試験の合格率等について示したと ころ。法務省と連携しつつ、日本語教育機関の教育の質の向上に向け た取組を継続する。

#### 【参考】協力者会議の合意事項のポイント

- ①試験の合格率等を確認するレベルは、CEFR・A2レベルとする。
- ②各機関におけるCEFRのA2レベル以上の試験の合格率等は、7割とする。
- ③告示基準不適合の判断は、合格率等が7割を3年連続で下回った場合とする。
- ④抹消の判断に至るまでに機関に対して指導を行う。抹消の判断を行う際には、 合格率以外の活動状況等も踏まえ総合的な判断が必要。
- ※上記の合意事項に関し、日本語教育機関教育の質の管理に当たっては、外部機関による教育機関としての認証評価等の仕組みを利用する等、日本語能力に係る試験の合格率以外の可能性についても中長期的には検討課題であるという意見も示されたところ。文部科学省においては、今回の改正の運用状況も踏まえ、必要に応じて運用面等の見直しについて検討を行う。

#### <具体的取組>

・法務省と連携しつつ、日本語教育機関の質の向上に向けた取組を継続する

#### 3. 留学生の国内就職の促進・在籍管理の徹底

#### <現状認識と課題>

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を 身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。優秀な留学生 受入れの更なる推進のためには、各大学等は、真に修学を目的とした 者を選抜し、また、政府・大学等が一体となって留学生の在籍管理の 徹底について対策を講じることが必要である。
- 外国人留学生の就職者数は近年増加しているものの、大学・大学院 を卒業・修了した外国人留学生のうち、日本国内で就職した外国人留 学生の占める割合は4割弱にとどまっている。
- 外国人留学生や高度外国人材における就職活動上の課題として、日本の就職活動の仕組みが分からない、日本語による適性試験や能力試験が難しい、日本語による書類の書き方が分からない等、大学等が支援することにより補える課題があるものの、外国人向けの求人が少ない、企業がどのような人材を求めているのか不明、入社後の仕事内容が不明確等の企業側の努力が求められる課題がある。
- 職種や専門分野等を踏まえつつ、産学が連携し、共通理解に基づい た実用的な日本語能力の習得に向けた取組が必要となっている。

#### (1) 留学生の国内就職の促進

#### <取組の方向性>

- 大学が、企業等と連携し外国人留学生の我が国での就職を促進する プログラムを「留学生就職促進履修証明プログラム(仮称)」として文 部科学省が認定する。このプログラムの中で、大学と企業等が連携し、 例えば、アーリーステージインターンシップや就職後のフォローアップ の実施、外国人留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネ ス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムの策定等を進め る。あわせて、このプログラムの前提として、業種や分野に着目した就 職促進のコンソーシアムの取組モデルを開発する。これらの取組を通じ て、外国人留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開す る。
- 中小・中堅企業等への留学生の就職にあたって、「特定活動」等の就 労に係る在留資格への切り替えが確実に行われるようにするため、法務 省、文部科学省と大学が、地域のコンソーシアム単位で、在留資格変更 についての研修会(意見交換)を行う。
- 大学等における就職率等の情報開示などの取組を集約し、効果的に 発信するため、日本学生支援機構に特設サイトを開設し、大学等の情報を掲載する。

- ・「留学生就職促進履修証明プログラム(仮称)」を更に具体化・推進し、外国人留学生 の国内就職の仕組みを全国展開する
- ・地域単位での関係機関による在留資格変更に関する研修会の実施
- ・日本学生支援機構特設サイトにて、大学等における外国人留学生の就職率等の情報を 掲載する

#### (2) 留学生の在籍管理の徹底

#### <取組の方向性>

- 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を行う。また、指導の結果、在籍管理の適正を欠く大学等については、改善が認められるまでの間、原則留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化を図る。併せて、在籍管理の適正を欠く大学等に対する私学助成の減額・不交付措置や大学名の公表等の制裁を強化する。
- 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関の告示 基準に準じた基準を作成し、当該基準への適合性の確認を受けている 留学生別科のみ留学生の受入れを認める仕組みを構築する。
- 大学の非正規生等について、大学学部進学のための予備教育に受け 入れる場合には、留学生別科に係る新基準によるものを除き、在留資 格を認めない仕組みを構築する。
- 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び都道 府県との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学 校が判明した場合には、大学等の場合と同様に、原則留学生の受入れ を認めない仕組みを構築する。

- ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化
- ・在籍管理の適正を欠く大学等への在留資格審査の厳格化
- ・留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた基準策定及 び適合性の確認

#### 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チームの設置について

平成31年1月10日 文部科学副大臣決定

#### 1 目 的

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、日本語教育及び外国人の子供の教育並びに外国人留学生の国内就職促進等の外国人の受入れに関する教育環境整備について、具体的な検討を進めるため、外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム(以下「検討チーム」という。)を設置する。

#### 2 検討事項

- (1) 外国人児童生徒等への教育の充実
- (2) 生活者としての外国人に対する日本語教育の充実
- (3) 外国人留学生の就職等の支援
- (4) その他関連する事項

#### 3 構 成 員

座 長 浮島文部科学副大臣

芦立文部科学審議官 総合教育政策局長

初等中等教育局長

高等教育局長

事務局長 国際統括官

中岡文化庁次長

大臣官房国際課長

#### 4 作業チーム

- (1) 検討チームは、必要に応じ、専門的事項に係る調査検討を行うため作業チームを開催することができる。
- (2) 作業チームの座長、構成員等は、座長が指名する。

#### 5 庶 務

検討チームの庶務については、関係局課・庁の協力を得て、大臣官房国際課がこれを 処理する。

#### 6 そ の 他

- (1) 検討チームの運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。
- (2) 座長は、必要に応じて上記以外の職員及び有識者の出席を求めることができる。

#### 開催実績

#### 第1回(1月16日)

- 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チームの設置について
- 文部科学省における現状の取組、検討事項について
- 2019 年度予算の効果的な実施について

#### 第2回(1月25日)

- 視察
  - ➤ 大阪YMCA国際専門学校
  - 大阪市立南小学校
  - > 大阪市立生野南小学校

#### 第3回(2月19日)

- 外国人児童生徒等への教育の充実に関する有識者ヒアリング (外国人子供への日本語教育、外国人高校生支援、夜間中学)
  - ▶ 佐藤郡衛 明治大学国際日本学研究科特任教授
  - ▶ 角田 仁 東京都立一橋高等学校定時制課程主任教諭
  - ▶ 須田登美雄 東京都足立区立第四中学校教諭
- 外国人児童生徒等の教育の充実に向けた取組について

#### 第4回(3月13日)

- 外国人児童生徒等への教育の充実に関する有識者ヒアリング (障害のある外国人児童生徒等への教育、不就学の実態把握)
  - 神本 聰 愛知県教育委員会特別支援教育課課長補佐
  - 栗木健二 愛知県小牧市教育委員会学校教育課指導主事
  - ▶ 小島祥美 愛知淑徳大学准教授
- 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について

#### 第5回(4月17日)

- 日本語教育の充実に関する有識者ヒアリング
  - ▶ 西原鈴子 NPO法人日本語教育研究所代表理事
  - ▶ 田尻英三 龍谷大学名誉教授
  - 石井恵理子 東京女子大学教授
- 日本語教育機関の日本語能力に係る試験の合格率の基準に関する有識 者会議の報告について

#### 第6回(5月22日)

- 留学生の国内就職促進に関する有識者ヒアリング
  - 池田佳子 関西大学教授
  - ▶ 村上健 立命館アジア太平洋大学事務局部長

#### 第7回(5月27日)

- 視察
  - ▶ JET日本語学校

#### 第8回(6月17日)

- 留学生の在籍管理について
- 夜間中学の教育活動の充実について
- 米国における外国児童生徒教育支援について
- 取りまとめ

# 外国人児童生徒等の教育に関する閣議決定等一覧 (該当部分抜粋)

# 目次

○経済財政運営と改革の基本方針 2019	2
〇成長戦略フォローアップ	3
〇外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	4
〇外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実	1
ついて	5
〇教育再生実行会議 第六次提言	7
〇教育再生実行会議 第九次提言	7
〇教育再生実行会議 第十一次提言	8
○第3期教育振興基本計画について(答申) 1	0

# ○経済財政運営と改革の基本方針 2019

(令和元年6月21日 閣議決定)

- 第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり
- 2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進
- (1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進
  - ② 初等中等教育改革等

義務教育における基礎・基本の習得の上に、教育システムを複線型に転換し、多様性を追求できる仕組みづくりを進める。初等中等教育においては、児童・生徒に個別最適化された教育を効果的・効率的に実現するため、希望する全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう、SINETの活用モデルの提示をはじめとした教育の情報化を推進する。学校ICT環境の整備状況に地方自治体間でばらつきが見られる中、国としてもその是正に努めつつ、個人情報の取扱いに適切に配慮した上で、教育データのデジタル化・標準化を進める。また、高等学校教育においては、特色ある教育を推進するための多様化・類型化などの普通科改革、高大連携、地域人材やグローバル人材の育成などの多様な高等学校教育の構築を進める。さらに、中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。

改革を加速するため、「第3期教育振興基本計画」や教育再生実行会議の提言に基づき、教育課程、教員養成・免許・採用・研修制度等について総合的な検討を行い、2020年度中に結論を得る。

学校における働き方改革を実現するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の 効率化・精選などの施策を推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な 強化・充実や、チーム学校の実現、教員の勤務時間の1年単位の変形労働時間制 の導入に向けた取組を推進する。

新学習指導要領が目指す教育の着実な実現、安全・安心な学校施設の効率的な整備、在外教育施設における教育機能の強化を図る。学校・家庭・地域の連携・協働を進めるとともに、セーフティプロモーションの考え方も参考にした学校安全、農山漁村体験など子供の体験活動の充実、SNS等を活用したいじめ・自殺等の相談体制整備、不登校児童生徒の教育機会確保、<u>外国人児童生徒等の教育</u>、夜間中学の設置促進、一人一社制の在り方の検討、特別支援教育の推進、障害者の生涯を通じた学習活動を推進する。

#### 5. 重要課題への取組

(3) 外国人材の受入れとその環境整備

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」<sup>(\*1)</sup>及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」<sup>(\*2)</sup>に基づき、着実に取組を進める。

- (※1)「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)
- (※2)「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(令和元年6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

# ○成長戦略フォローアップ

## (令和元年6月21日 閣議決定)

- ② ビジネス日本語など教育プログラムの充実及び日本語教育の質の向上
- ・大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス 日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が 認定した上で留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定 大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優 先配分等を行う。
- ・優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチングなど、総合的な 受入モデルを構築する専修学校における取組を支援し、これらの取組によって得ら れた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。
- ・外国人の子供の就学促進、日本語指導の充実、高校生等へのキャリア教育などの包括的な支援を進める。また、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの普及及び日本語教師の能力等を証明する新たな資格等に関する検討を踏まえた取組を行うとともに、外国人の日本語教育環境を整備するため、地方公共団体等の体制づくり、日本語を自習できる ICT 教材の利用を推進する。

# ○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

(平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

- 3 生活者としての外国人に対する支援
- (4) 外国人児童生徒の教育等の充実

#### 【具体的施策】

- 公立学校において、2026 年度には日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対して 1 人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及 び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)の規定に基づいた改善を着実に 推進する。また、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施等、各地方公共団体が行う外 国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、各地方公共団体におけるNPOや企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。【平成 31 年度予算 3 億円】 [文部科学省] 《施策番号 61》
- 地方公共団体において、教師と外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施することができるよう、多言語翻訳システム等のICTの整備を支援する。〔文部科学省〕《施策番号 62》
- 教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発・普及を通じて、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。また、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により研修指導者を養成するほか、これを受けて各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等を行う。〔文部科学省〕《施策番号63》
- 高等学校等が企業、NPO 法人やボランティア等の地域の関係団体等と連携して、 外国人の高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組 を支援する。【平成 31 年度予算 1 億円】〔文部科学省〕《施策番号 64》
- 外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組や、学校外での就学状況も含めた外国人児童生徒等の就学実態の把握に係る取組の促進を図る。さらに、近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。〔文部科学省〕《施策番号65》
- NPO、外国人学校等の学校外での就学促進に向けた取組について、現状の把握に努めつつ、活動環境・内容の質が担保されるよう地方公共団体を通じた取組を進める。また、公立学校への編入時の円滑な接続を図るため、取り出し授業等による能力に応じたきめ細かな支援ができるよう、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築等の各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。〔文部科学省〕《施策番号66》

# ○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について

(令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

- 3 生活者としての外国人に対する支援
- (5) 外国人の子どもに係る対策
- ○母子健康手帳の多言語化【新規】

外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、母子保健の入り口である母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について調査研究を行う。〔厚生労働省〕

○保育所等における児童への対応、学校・家庭との連携

保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)等における保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、地方公共団体に改めて周知を行い、保育所等において、外国籍家庭などに対する適切な支援が行われるよう要請する。

また、平成30年9月14日に公表した「新・放課後子ども総合プラン」における基本的な考え方や学校・家庭との連携について、地方公共団体に対して改めて周知し、放課後児童クラブにおいて、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう要請する。〔厚生労働省〕

○保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に係る取組事例の把握・共 有【新規】

調査研究を実施し、外国人比率の高い地方公共団体を中心に、市町村や保育所等における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集、ヒアリング等を行い、地方公共団体における外国籍等の子どもの受入れの支援体制を把握するとともに、保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応について取組事例を収集し、好事例等の横展開を行う。〔厚生労働省〕

#### ○就学状況の把握及び就学促進

義務教育諸学校への多言語による就学案内を徹底するとともに、全国調査により学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握を進め、就学状況の把握に係る課題の整理や好事例の収集を行う。【新規】

また、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を充実する。さらに、就学に関する情報提供を市区町村の教育委員会が住民基本台帳担当部署等と連携して行う等、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進する。〔文部科学省〕《関連施策番号 66》

○全国的な研修機会の確保による教員等の資質能力の向上

教育委員会や大学等における養成・研修に資する「モデル・プログラム」の開発・普及を進めることで、日本語初期指導、中期・後期指導、JSLカリキュラ

ムによる指導等の系統的な日本語指導を実践するための体制を整備し、日本語指導を担う中核的教師の養成を進める。また、日本語指導など外国人児童生徒への指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、学校内外の多様な担い手から能力ある人材を柔軟に確保することが重要であることに留意しつつ、有効な方策について検討を行う。【新規】

あわせて、各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等を行う仕組みを構築する等により、外国人児童生徒の指導に関する研修の機会を充実する。〔文部科学省〕《関連施策番号 63》

#### ○教育の多言語化の対応

多文化共生社会の実現に向け、散在地域においてもきめ細かな指導を行うための 多言語化に対応した翻訳システムの活用 や遠隔教育の充実 等、ICTを活用した 支援体制を整備する。〔文部科学省〕《 関連施策番号 62 》

#### ○障害のある外国人の子供に係る支援の充実【新規】

言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。

特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等の配置に努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が、それぞれ日本語指導、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。

あわせて、発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する学校における合理 的配慮の提供について実践研究を行い、その成果を普及する。また、子育てや就学 に関する相談窓口等について外国人の保護者も対象に分かりやすく積極的な情報発 信に努める。〔文部科学省〕

#### ○中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実等

外国人児童生徒の高校への進学状況、中退率、進路状況等について実態の把握を 進める。その上で、中学校・高等学校において 将来を見通した進路指導が提供さ れるよう、日本語指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進める。

公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮(ルビ、辞書の持ち込み、特別入学枠の設置等)について、地域の実情に応じて充実が図られるように促す。【新規】

また、義務教育を修了した外国人について、その能力・意欲に応じて日本社会への定着が円滑に行われるよう、進学・就職に当たって必要な在留資格の取得の明確化等について、関係省庁と共に検討を行う。〔文部科学省、法務省〕《関連施策番号 61、64、66》

#### ○夜間中学の設置促進・教育活動の充実

夜間中学について、全ての都道府県に少なくとも一校が設置されるよう、また、 人口規模や都市機能に鑑み、全ての 指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、地方公 共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を図る。教員の日本語指導の資質向上 に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語 指導補助者等の外部人材の活用など、夜間中学における日本語指導を含む教育活動 の充実に向けた取組を進める。【新規】〔文部科学省〕《関連施策番号 52》 ○教育再生実行会議 第六次提言(「学び続ける」社会、 全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について)

(平成27年3月4日)

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

(外国人の子供の教育)

○ 外国人の子供の適切な教育環境を確保することが課題となっており、国、地方公共団体は、学校における円滑な受入れや、一人一人の実態に応じたきめ細かな日本語指導のための体制整備、日本語指導が必要な児童生徒を対象としたカリキュラム編成・実施など学校生活への適応を図る取組を進める。その際、日本の文化を体験したり、母国の文化に触れたりして国際理解を深めることも重要である。

# ○教育再生実行会議 第九次提言(全ての子供たちの能力 を伸ばし可能性を開花させる教育へ)

(平成28年5月20日)

- (5) 日本語能力が十分でない子供たちへの教育 [不就学の子供の実態把握]
- 国、地方公共団体は、地域の実情に応じ、教育・福祉部局や住民登録の担当部署等が連携して不就学の状態となっている外国人の子供の実態を把握する仕組みの整備を図るとともに、保護者に対し、就学への働きかけや教育機関、生活支援等に関する情報提供等を行い、教育の機会の確保に取り組む。また、学校への受入れに際し、子供の日本語能力や学力等を適宜判断し、必要に応じ下の学年への入学を認めるなど柔軟な取扱いについて周知を徹底する。

〔支援人材の確保など地域ぐるみで支援する体制の整備〕

○ 国、地方公共団体は、小中学校段階で日本語能力が十分でない子供を受け入れ、 一人一人の状況に応じた日本語や教科等の指導、保護者との連絡等を円滑に行える よう、子供の日本語能力に応じた特別な指導を担う教師に係る定数の計画的・安定 的な充実や、養成・研修を通じた専門性の向上とともに、外国人・大学生・日本語 教師などの地域の人材を、通訳や日本語指導、学習サポートに当たる支援員・ボラ ンティア等として安定的に確保できる枠組みづくりと専門性の向上に取り組む。ま た、学校卒業後も継続的に相談・支援を行うことができるよう、地方公共団体にお いて、教育・福祉・労働分野等の関係機関が連携したワンストップ窓口等の体制整 備が進むよう、先進事例の情報発信、ガイドラインの作成等を行う。

[日本語能力が十分でない子供についての情報の適切な引継ぎ]

○ (1)と同様に、国は、日本語能力が十分でない子供について、必要に応じて、 各学校等が個別の指導に関する支援情報資料を作成し、進級、進学、就労の際に、 記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継が れる仕組みを構築する。

#### [特別な教育課程の編成・実施等]

○ 国は、小中学校段階で可能となっている日本語能力が十分でない子供を対象とした特別な教育課程の編成・実施について、地域の状況に応じ、「拠点校」方式も含め活用を促進するとともに、その取組状況を検証した上で、適用範囲の高等学校段階への拡大についても検討する。

また、地域の国際交流協会、NPO、大学等と連携した初期指導教室や日本語支援 センターの設置などの取組を促進する。

#### [日本語指導等のための ICT を活用した教育の推進、開発]

○ 国、地方公共団体、学校は、例えば日本語指導を必要とする子供が極めて少ない地域等でも、それらの子供が能力に応じ適切な学習を行えるよう、デジタル教材など ICT を活用した教育を積極的に推進するとともに、教材等の開発にも取り組む。

#### [就労を見据えたキャリア教育等の充実]

○ 国、地方公共団体、学校は、外国人児童生徒等の将来の就労も視野に入れ、特に 高等学校段階において、日本語や教科等の指導に加え、企業や地域とも連携しつ つ、キャリア教育やインターンシップ、進路指導の充実を図る。

# ○教育再生実行会議 第十一次提言(技術の進展に応じた 教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について)

(令和元年5月17日)

- 1. 技術の進展に応じた教育の革新
- (3) 新たな学びとそれに対応した教材の充実
  - 遠隔教育は、学校規模や地理的要因等にとらわれず、教育の質を大きく高める手段である。例えば、多様な意見・考えに触れ協働して学習に取り組む機会や、社会で実践的な活動を行ってきた外部人材等との連携、多様な科目選択を可能とすることによる学習機会を充実させるほか、不登校児童生徒や病気療養児など通学して教育を受けることが困難な児童生徒の学習機会の確保や、帰国・外国人児童生徒等への支援、中山間地域や離島などの学校における教育活動の充実などに資するものである。

このため、国は、希望する全ての小・中・高等学校・特別支援学校等が、遠隔教育を活用し教育の質の向上を図っていくことができるよう、連携先とのニーズ等のマッチングや指導面・技術面のアドバイスなどについて様々な高等教育機関・民間企業等から支援や助言を受けられるプラットフォームが構築されることを目指す。また、グッドプラクティスの創出や全国的普及を図るとともに、中学校段階において、ニーズの高い分野(英語、プログラミング)等で受信側の学校における教員の免許種の要件を緩和する特例校制度を創設し、効果的な授業実施方法等を明らかにするなど、遠隔教育が、教員の指導や子供たちの学習の幅を広げ、教育の質を高める手段となるようにする。

- (6) 特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実
- 遠隔教育は、不登校児童生徒や病気療養児など通学して教育を受けることが困難 な児童生徒の学習機会や、帰国児童生徒・外国人児童生徒等への支援等の確保・充

実に資するものであり、国は、希望する全ての小・中・高等学校・特別支援学校等 が遠隔教育を活用した教育の質の向上を図っていくことができるよう支援する。

- 国は、外国人児童生徒等やその保護者との意思疎通の円滑化のため、多言語翻訳 システムなどの ICT の活用を促進する。
- 2. 新時代に対応した高等学校改革
- (3) 定時制・通信制課程の在り方
- 定時制・通信制課程は、勤労青年だけでなく、不登校経験者や中途退学経験者、 特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、社会人などの多様な背景を持つ 生徒の受け皿となっている。国は、こうした実態を把握し、その変化に応じた教育 の質の向上や生徒支援の方策について、総合的に検討する。

#### (7)特別な配慮が必要な生徒への対応

- 高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒等が大幅に増加している状況の中、高等学校における外国人生徒等の受入れ体制を充実させるため、国及び地方公共団体は、地域の関係機関やNPO、企業、大学等との連携を図りつつ、日本語指導や学力の向上、進路・進学の支援等の取組を推進する。
- 帰国生徒については、帰国後の高等学校等への進学や日本の学校生活への溶け込み等への不安を解消し、より多くの海外赴任する者が、安心して子供を帯同できるよう、国及び地方公共団体は、帰国生徒を対象とした入試や編入学、教科学習・学校生活のサポート等により帰国生徒の受入拠点となる高等学校の取組を推進する。

## ○第3期教育振興基本計画

(平成30年6月15日 閣議決定)

- 第1部 我が国における今後の教育政策の方向性
- Ⅳ. 今後の教育政策に関する基本的な方針
- 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する (グローバル に活躍する人材の育成)
- さらに、日本人学校など海外の様々な文化・環境の中で学ぶ児童生徒や、日本国内で学ぶ外国人児童生徒など、多様な人材の個性を伸ばすための教育の充実が重要である。
- 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する (多様なニーズに対応した 教育機会の提供)
- また グローバル化の進展によってますます増加することが見込まれる海外に在留した後に帰国した児童生徒や外国人児童生徒など日本語指導が必要な子供についても 海外における学習・生活体験を活かしつつ国内の学校生活に適応することができるよう指導を行う必要がある。

## 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

- 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 目標(15)多様なニーズに対応した教育機会の提供
- 海外で学ぶ子供や帰国児童生徒 外国人児童生徒等への教育推進
- ・日本人学校や補習授業校における教育環境機能の強化を図るため教師の派遣や教材 整備等に引き続き取り組む。また、帰国児童生徒や外国人児童生徒等の海外におけ る学習・生活体験を尊重しつつ国内の学校への円滑な適応を図るため日本語指導を 行うための教員配置や実践的な教員研修の実施日本語指導が必要な児童生徒に対す る特別の教育課程の編成実施の促進
- 5. 教育政策推進のための基盤を整備する
- 目標(16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等
- ○教職員指導体制・指導環境の整備
- ・質の高い教育の提供に向けた専科指導や少人数によるきめ細かな指導の充実,障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導,貧困等に起因する学力課題の解消に向けた取組やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応の強化を図り,多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育を進めるために,平成29(2017)年の義務標準法改正による基礎定数化の着実な実施を含め学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を図る。

#### 〇海外で学ぶ子供や帰国児童生徒 外国人児童生徒等への教育推進

・日本人学校や補習授業校における教育環境機能の強化を図るため教師の派遣や教材 整備等に引き続き取り組む。また、帰国児童生徒や外国人児童生徒等の海外におけ る学習・生活体験を尊重しつつ、国内の学校への円滑な適応を図るため、日本語指 導を行うための教員配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒 に対する特別の教育課程の編成実施の促進などを推進する。

令和元年6月27日 外国人児童生徒等の教育の充実 に関する有識者会議 参考資料3

学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について (報告)

平成28年6月

学校における外国人児童生徒等に対する 教育支援に関する有識者会議

## 目 次

はじめに	. 3
I 外国人児童生徒等を巡る状況と基本的な考え方	. 4
1. 在留外国人数、外国人児童生徒等数、日本語指導が必要な児童生徒数等の状況	. 4
2. これまでの取組と成果・課題	. 5
3. これからの外国人児童生徒等教育にあたっての基本的な考え方	. 7
II 外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実	11
1. 現状及び課題	11
2. 今後の方向性及び具体的方策(提言)	12
(1)「拠点校」等を中心とした指導体制の構築	12
(2) 地域の NPO、国際交流協会、大学、社会教育・福祉等の関係機関との連携体制の構築	14
(3)外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充	14
(4)日本語指導や母語による支援を行う支援員の人材確保・配置の推進	15
Ⅲ 外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保	16
2. 今後の方向性及び具体的方策(提言)	17
(1)外国人児童生徒等教育を担う教員の養成及び現職教員の研修の充実	17
(2)外国人児童生徒等教育に関する専門性・意欲を有する教員の採用・配置	18
(3)日本語指導や母語による支援を行う支援員の育成	19
Ⅳ 外国人児童生徒等教育における指導内容の改善・充実	20
2. 今後の方向性及び具体的方策(提言)	21
(1)「JSL カリキュラム」及び「特別の教育課程」による指導の普及	21
(2)就学前・初期段階からのきめ細かな初期日本語指導の実施	22
(3)外国人児童生徒等教育のための教材の充実	23
▼ 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進	24
2. 今後の方向性及び具体的方策(提言)	25
(1) 外国人の子供等の就学促進	25
(2) 外国人生徒等の高校進学の促進	
(3) 外国人生徒等の社会的・経済的自立のための教育の推進	
おわりに	

#### はじめに

外国人児童生徒の増加や、保護者の国際結婚などによる日本国籍の児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は3万人を超え、その数は増加傾向にあり、小・中・高校における外国人児童生徒等の受入体制の整備や日本語指導・教科指導、生活指導等の充実を図ることが急務となっている。また、外国人の子供への効果的な就学支援や学校とNPO、国際交流協会、大学、企業、福祉等の関連行政機関等との連携による取組も重要さを増している。

これまでも、文部科学省に設置された「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」が平成20(2008)年6月にとりまとめた「外国人児童生徒教育の充実方策について」(報告)において、取り組むべき施策についての提言が行われ、国、地方公共団体、学校等において、外国人児童生徒等教育「の充実に向けた施策の充実が図られてきた。

しかし、以後現在に至るまで、学校における外国人児童生徒等数の増加、在籍する児童生徒の多様化・複雑化の状況は一層進展しており、国、地方公共団体、学校に加え、NPO、国際交流協会、大学、企業、福祉等の関連行政機関等の関係者による取組を加速させることが喫緊の課題となっている。また、外国人児童生徒等が進学・就職して経済・社会的に自立を目指すケースが増えている状況を踏まえ、外国人児童生徒等教育が我が国の経済・社会に与える積極的意義・効果について、広く発信することが求められている。

このため、平成 27 (2015) 年 11 月に「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」を立ち上げ、外国人児童生徒等教育に関する有識者、地方公共団体、大学、NPO 等様々な関係機関の協力を得て、教育支援の在り方について、現場で教育実践に取り組む関係者からのヒアリングを行うとともに、議論を重ねてきた。

以上を踏まえ、このたび、本有識者会議では、国、地方公共団体、学校、その他の関係者が今後取り組むべき施策の基本的かつ具体的な方向性について、とりまとめ、提言を行うものである。<sup>2</sup>

<sup>1 「</sup>外国人児童生徒等」の定義は P.4 の注 3、「外国人児童生徒等教育」の範囲は P.9 を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 本有識者会議は学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について検討するものであるが、本報告書では関連する施策についても教育支援を促進する観点から必要に応じて触れた。

## I 外国人児童生徒等を巡る状況と基本的な考え方

## 1. 在留外国人数、外国人児童生徒等数、日本語指導が必要な児童生徒数等の状況

- ○我が国の在留外国人数は、平成 20 (2008) 年のリーマンショック以降減少傾向にあったが、平成 24 (2012) 年以降増加に転じ、平成 27 (2015) 年度末の在留外国人数は約 223 万人と過去最高となった³。近年の傾向としては、在留外国人全体に占める比率の大きい中国及び韓国からの在留者数は横ばい又は減少、ブラジルやペルー等の南米系の在留者数も減少傾向である一方、フィリピン、ベトナム、ネパール、タイの東南・南アジア諸国からの在留者が増加するなど、出身国の多様化が進んでいる。
- ○以上の在留外国人数の動向を受け、外国人児童生徒等4も増加傾向であり、平成26 (2014) 年 5 月現在、公立の小・中・高校等に在籍する外国人児童生徒数は73,289 人となっている。このうち日本語指導が必要な児童生徒数は約4割の29,198 人となっており、これらの外国人児童生徒と日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒数(7,897人)と合わせると、37,095人となっている。これらの日本語指導が必要な児童生徒数はこの10年で1.6倍に増加している。5
- ○また、日本語指導が必要な児童生徒の状況も多様化が進んでいる。児童生徒の母語に関し、フィリピノ語、ベトナム語及び「その他」の言語6が近年増加している。また、国際結婚等の家庭からの日本国籍・二重国籍の児童生徒数が急増している。
- ○更に、在留外国人の在留期間の長期化・定住化に伴い、在留外国人の第二世代などの「日本生まれ・日本育ち」の子供が現れる一方、いわゆる日系外国人の我が

4 外国人児童生徒を巡る多様な状況を踏まえ、本報告書では、外国籍の児童生徒に加え、日本国籍であるが、両親のいずれかが外国籍である等の外国につながる児童生徒をあわせて「外国人児童生徒等」と定義する。

<sup>3 「</sup>平成27年末現在における在留外国人数について(確定値)」(法務省ホームページ)

<sup>5</sup> 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成 26 年度)」。なお、「日本語指導が必要な児童生徒」とは、学校での生活や学習のための日本語能力が十分でない外国人児童生徒等であって、日本語の能力に応じた特別な指導を行う必要がある者を指す。この特別の指導は、必ずしも日本語の能力を高めるための指導に限られず、児童生徒の文化的背景を踏まえた学校生活への適応や学力保障の観点から、教科指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導が想定される。詳細は、I 3. (総合的・多面的な指導としての外国人児童生徒等教育)(P.9)を参照。

 $<sup>^6</sup>$  同調査における主要 7 言語(ポルトガル語、中国語、フィリピノ語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国・朝鮮語)以外の言語。

国への定住者の第二世代等が多いとされてきたブラジル、ペルー、フィリピン等においても、新たに本国から来日する者も相当数おり、例えば在留外国人の保護者が学齢期の途中段階で子供を母国から呼び寄せるケース等、児童生徒の渡日や就学のタイミングも多様化しつつある。

- ○これらの結果、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の母語及び日本語の習得度 合いも様々な状況となっている。具体的には、母語及び日本語両方においてコミュニケーションや学習が可能な児童生徒がいる(いわゆる「バイリンガル」)一 方、母語においても日本語においてもコミュニケーションや学習が困難な児童生 徒もいる(いわゆる「ダブル・リミテッド」)状況となっている。
- ○日本語指導が必要な児童生徒の在籍する地域の分布については、平成 26 (2014) 年 5 月現在、都道府県別の在籍者数の上位 6 都府県 (愛知、神奈川、東京、静岡、大阪、三重)の在籍者合計が全体の 6 割を占めており、特定の地域への集住化の傾向が引き続き見られる。その一方、日本語指導が必要な児童生徒が 1 名以上在籍する公立の小・中学校は全公立小・中学校の 2 割 (22.7%) に達し、これらの児童生徒が 1 名以上在籍する市区町村数は、全市区町村の約 5 割 (49.5%) となっている。在籍数が 1 ~ 4 人の学校数が在籍学校の 75%を超えている状況であり、これらの児童生徒が全国に散在化する状況が一層顕著になっていると考えられる7。

#### 2. これまでの取組と成果・課題

#### (これまでの取組)

- ○外国人児童生徒等への教育支援に関しては、平成 20 (2008) 年に「外国人児童生徒教育の充実方策について」(報告)(平成 20 年 6 月 初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会)において関係者が取り組むべき施策の方向性がとりまとめられた。以後これまでの間、国において、以下のような外国人児童生徒等の受入れ及び教育支援の充実のための取組が行われてきた。
- 外国人児童生徒を受け入れる学校・地方公共団体等における体制整備のために必要な情報・知見の提供の観点から、「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配布(平成23(2011)年3月)

<sup>7</sup> 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成26年度)」

- -取り出しによる日本語と教科の統合的指導(「JSL カリキュラム<sup>8</sup>」等)の実施のための条件整備として、児童生徒の日本語能力把握のための DLA<sup>9</sup>の開発(平成26 (2014)年3月)、多言語文書や教材の情報検索サイト「かすたねっと」の構築・運用(平成23年3月運用開始)、「特別の教育課程」の編成・実施を可能とする制度改正(平成26 (2014)年1月)
- 外国人児童生徒等への指導のための教員加配の充実、指導・支援体制の構築を図る地方公共団体の取組への支援(「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」)
- 教員・管理職・指導主事等への研修の実施(平成 5 (1993) 年~)、教育委員会のための研修マニュアルの作成(平成 26 (2014) 年 3 月)等の実施
- -小・中学校における外国人児童生徒の就学機会の確保のため、学校における就学促進や、柔軟な受入れ等についての地方公共団体に対する通知等による要請(平成 18 (2006) 年、21 (2009) 年、24 (2012) 年、26 (2014) 年)
- -文化庁においては、地方公共団体やNPO等で行っている、外国人児童生徒を持つ保護者を対象とした、子育てに必要な知識を含めた日本語教室や親子日本語教室の取組への支援

## (成果及び課題)

- ○これらの国における取組等を踏まえ、外国人児童生徒等の受入れにあたって必要 な体制整備に取り組む地方公共団体や学校は着実に増えている。例えば、
  - ① 日本語指導や教科指導などの外国人児童生徒等教育を担当する教員が、平成 20 (2008) 年度から平成 27 (2015) 年度までの間に約 1.5 倍に拡大
  - ② 市区町村において外国人児童生徒等に対する教育支援を行うため「拠点校」や「日本語指導教室」「日本語サポートセンター」等の拠点的な機能の整備を行う地方公共団体数が平成 22(2010)年度の 176 市区町村から平成 25(2015)年度の 206 市区町村まで増加

等の状況となっている。

○しかし、全国の公立の義務教育諸学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、実際に指導を受けている者の割合は全体の8割程度で横ばい又は低下傾向(H20:84.9%→H22:82.2%→H26:82.9%)にある。この背景には、全国的に

<sup>8</sup>日本語を第二言語とする児童生徒に対し、日本語と教科の統合的指導を取り出しで行い、授業に参加できる力を育成することを目的として、文部科学省が開発したモデル・プログラム。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA(Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language)(平成 26 年 1 月文部科学省初等中等教育局国際教育課)

日本語指導が必要な児童生徒数が増加傾向にあることに加え、指導にあたる教員や支援員などの体制が十分に整っていない散在地域や少数在籍学校において、急増する児童生徒に必要な指導を十分に行えていないことが考えられ、このような状況への対応が急務である。

- ○また、日本語と教科の統合的指導のための「JSLカリキュラム」等を用いてより 効果的な指導が行えるよう平成 26 (2014) 年 1 月に創設した「特別の教育課程」 を導入している学校数は、制度導入から間もない平成 26 (2014) 年 5 月現在、在籍学校の 2 割程度となっている。制度改正の趣旨についての教育委員会・学校への一層の普及・啓発に加え、制度の導入に必要な教員の配置等の体制整備が課題である。
- ○更に、我が国の義務教育諸学校に在籍する外国人生徒等が、日本語能力が十分でない等の理由により、希望しても高等学校への進学を果たせずに就職・帰国せざるを得ない状況が生じている。小・中学校を通じた外国人児童生徒等の学力保障や、高校入試における配慮等を通じた高校進学の促進、高校進学後の学習の支援等を通じた外国人の子供等の経済的・社会的自立の促進が課題である。
- ○外国人児童生徒等を持つ保護者に対する日本語教育や親子日本語教室は、一部の 地域で取組が広がっているものの、全国的な広がりとはなっていない。

#### 3. これからの外国人児童生徒等教育にあたっての基本的な考え方

#### (多文化共生に基づく外国人児童生徒等教育)

○グローバル化の進展に伴う我が国における在留外国人の増加、出身国の多様化、国際結婚等による外国にルーツを持つ日本人の増加等の状況を受け、学校における児童生徒の多国籍化・多文化化が今後一層進展すると考えられる。我が国の学校において、異文化理解や多文化共生10の考え方に基づく教育がますます求められていく中、外国人児童生徒等教育はその中心的な課題として捉えられるべきである。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 総務省「多文化共生の推進に関する研究会」報告書(2006年3月)では、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」と定義されている。

○具体的には、外国人児童生徒等教育を、学校が抱える諸問題への対応という形で受動的に捉えるのみならず、より積極的な意義・効果の観点から位置付けることが求められる。例えば、外国人児童生徒等が学校教育を通じて我が国の社会に円滑に適応することや、経済・社会的に自立するために必要な知識・技能等を習得し、我が国と母国の架け橋となるグローバル人材として活躍することは、我が国の経済・社会の安定・発展にとって大きな意義があると考えられる。加えて、外国人児童生徒等と共に学ぶ日本人児童生徒にとっても、異なる文化を理解する能力やコミュニケーションをする能力の向上といった効果が期待できる。外国人児童生徒等教育に携わる全ての学校関係者がこれらの積極的な意義や効果を認識することが重要である。

#### (外国人児童生徒等教育のための体制構築)

- ○2割の学校、5割の市区町村に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する状況を踏まえると、外国人児童生徒等に対する教育支援が全ての地方公共団体・学校・教員が直面し得る課題であるという認識を関係者が共有し、体制整備や人材育成等に取り組んでいくことが必要である。特にこれまで外国人児童生徒等教育への取組の実績や知見が十分でない散在地域における意識向上及び体制構築を進めることが急務である。
- ○このような意識向上や指導・支援体制の構築にあたっては、国、地方公共団体、 学校、地域の NPO、大学、企業等の関係者が適切な役割分担を図りつつ、互い に緊密に連携して取り組むことが必要不可欠である。
- ○国は、外国人児童生徒等教育における国の基本的な方針を示すことに加え、都道 府県等が行う外国人児童生徒等教育を担う教員の配置のための支援、外国人児童 生徒等教育の実施に必要な基本的な情報提供、地方公共団体が行う外国人児童生 徒等の受入れ体制整備のための自主的な取組への支援等を行うことが必要であ る。
- ○都道府県は、域内の外国人児童生徒等教育の基本的な方針を示すとともに、外国 人児童生徒等教育に携わる県費負担教職員の配置や研修の実施、域内の教育実施 のための方針の策定、市区町村が行う外国人児童生徒等の受入れ体制整備の取組 に対する支援、県立高等学校等の設置者としての受入れ体制整備、学校種間接続 に係る市区町村との連携等に取り組むことが必要である。

- ○市区町村は、小・中学校の設置者として外国人児童生徒等教育の基本的な方針を 示しつつ、受入れ体制の整備、就学促進活動、支援員配置等の域内の学校に対す る支援等を行うことが必要である。
- ○学校は、校長をはじめとする学校管理職のリーダーシップの下、外国人児童生徒等の受入れのために必要な教育課程の編成・実施、外国人児童生徒等教育を円滑に実施するための外国人児童生徒等教育担当教員、支援員、在籍学級の学級担任 (教科担任)、その他の教職員を含めた校務分掌の決定、校内研修の実施等の指導・支援に必要な体制整備を行うことが必要である。
- ○地域の NPO、国際交流協会、大学、企業等の関係機関は、教員養成、日本語教育、多言語コミュニケーション、教材開発等、各組織の目的に沿って学校等と連携し、地域として外国人児童生徒等教育を推進するための体制づくりに協力することが期待される。

## (総合的・多面的な指導としての外国人児童生徒等教育)

- ○学校における外国人児童生徒等教育は、単に日本語指導を行うだけではなく、児童生徒の文化的背景を踏まえた学校生活への適応や学力保障の観点から、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導が求められるものである。このような外国人児童生徒等教育の基本的内容について、関係者の共通理解を図ることが必要である。
- ○このような観点から、今後、国においては「日本語指導」の用語に留まらず、外国人児童生徒等の教育に係る施策全体について「外国人児童生徒等教育(又は支援)」の語を用いるような展開も必要と考えられる。本報告書においては、「外国人児童生徒等教育」の用語を用いることとする。
- ○具体的な指導方法・内容に関しては、学校に受け入れる児童生徒の状況の多様化の進展を踏まえ、児童生徒の個々の日本語能力、母語の能力、発達段階、基礎的な学力、文化的背景等を踏まえた対応が求められる。例えば、初期日本語指導、「取り出し」による日本語と教科の統合的指導(「JSLカリキュラム」等)、在籍学級の授業への入り込み指導、在籍学級担任・教科担任による指導上の配慮等の多様な指導法を組み合わせたり、個々の児童生徒の状況に応じた指導計画を作成したりするなど、きめ細かな指導を一層推進することが必要と考えられる。

## (ライフコースの視点に立った体系的・継続的な支援)

- ○更に、各学校・学年における学習内容の履修にとどまらず、就学前から小・中・ 高等学校を経て大学進学や就職につながるといった、ライフコースの視点に立 って外国人児童生徒等に対する体系的・継続的な指導・支援の在り力を検討す ることが必要であり、学校種を超えた連携体制の構築や、指導計画や指導内容 に関する情報の共有・引き継ぎ等が求められる。
- ○また、外国人児童生徒等にとって、学校における学びの先にどのような未来が開かれているのかといった将来像や具体的なロールモデルを提示することも、学びの動機付けの観点から効果的である。例えば、我が国の小学校・中学校等で教育を受けた外国人児童生徒等が進学・就職し、母国語と日本語によるコミュニケーションをする能力などの個性を生かして活躍する等、具体的な成功事例の発信及び共有を図っていくことが求められる。

## (外国人児童生徒等教育を担う人材育成)

○上述のような外国人児童生徒等教育の総合的・多面的な性格を踏まえ、今後の学校における外国人児童生徒等教育を担う教員・支援員を中心とした人材の育成が急務である。国、地方公共団体、教員養成系大学・学部、日本語教育を行う NPO 等が連携し、教員養成学部等の課程及び現職研修を通じた体系的・総合的な人材育成施策を推進することが必要である。

## Ⅱ 外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実

## 1. 現状及び課題

- ○日本語指導が必要な児童生徒の各学校における在籍の分布状況を見ると、在籍者が 10 名未満の少数在籍校(6,006 校)が全在籍校(6,864 校)の 87%にも達する状況であり、大多数の学校が少数の児童生徒に対する日本語指導をはじめとする専門的指導を行うことが求められている。学校が単独で対応することには限界があり<sup>11</sup>、都道府県・市区町村が主導的な役割を果たしながら、近隣の複数の学校にまたがって専門的な指導を行うための拠点的機能や関係者の連携ネットワークによる指導・支援体制を構築することが必須の課題と考えられる。
- ○外国人児童生徒等教育担当教員の学校への配置については、平成 20 (2008) 年度から平成 27 (2015) 年度までの間に約 1.5 倍に増加するなど、全国的に拡大傾向にある。しかし、日本語指導が必要な児童生徒数も増加していることもあり、外国人児童生徒等教育を担う教員配置数は全体として不十分な水準にある。また、特に散在地域(又は数人程度在籍等の少数在籍学校)や極端な集住化が生じている地域(又は 100 人超在籍等の集中在籍学校)では適切な指導が困難な状況であり、各学校における状況に応じた教員配置の更なる充実が課題である。
- ○また、日本語教育に関する専門的知見により教員をサポートする日本語指導の支援員(以下「日本語指導支援員」)についても、支援員となりうる人材の情報が学校現場で得られにくい状況にある。更に、児童生徒の母語の多様化により、母語による通訳や学習支援などを行う支援員となる人材の確保が困難な場合が生じており、これらの外部専門人材の学校現場における円滑な活用の促進が課題である。
- ○特に散在地域の学校・地方公共団体においては、外国人児童生徒等教育に関し、限られた人員・予算・専門的知見の中で指導を行うことが求められることから、必ずしも資源が十分でないこれらの地域の学校・地方公共団体が効果的かつ迅速に指導・支援体制を構築できるような条件整備・支援の在り方が課題である。この点、学校と、知見を有する地域の NPO、国際交流協会、大学、保育所等の関係機関との連携により初期対応のための体制整備を図っている地方公共団体の

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 都道府県の外国人児童生徒等教育に携わる教員の配置(加配)を行うための加配基準において、10 名未満の少数在籍校に配置を行わないとしているケースが見られる。

事例も見られるところであり、これらの成功モデルの他地域への普及を図ることが有効である。

#### 2. 今後の方向性及び具体的方策(提言)

## (1)「拠点校」等を中心とした指導体制の構築

○外国人児童生徒等の受入れに取り組む学校・教育委員会では、域内の日本語指導が必要な児童生徒に対する支援を円滑・効果的に行うことができるよう、「拠点校」「日本語サポートセンター」「コーディネーター」等の様々な拠点的機能を整備し、これらを中心とした学校・市区町村教育委員会・都道府県教育委員会等の連携ネットワークの構築を図っている事例が見られる。

#### ○具体的には、

- (a) 市区町村/都道府県の一定域内で、外国人児童生徒等教育担当教員を配置する「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校における日本語指導・教科指導等を行うとともに、拠点校以外の学校への巡回指導を行うケース【教員の拠点校】
- (b) 市区町村/都道府県の一定域内で、初期日本語・適応指導教室やJSLカリキュラムによる日本語・教科統合指導などの取り出し指導を行うための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級等を行うケース【児童生徒の拠点校】
- (c) 市区町村/都道府県教育委員会等に、児童生徒の日本語能力等の把握や域内の各学校における様々な外国人児童生徒等教育の指導内容等の研究開発、提供、教員・支援員の配置・研修等についてのコーディネートを行うための「日本語教育(サポート/支援)センター」を設置するケース【指導ノウハウの拠点機能】
- (d) 都道府県教育委員会等において、域内の市区町村教育委員会や学校に日本 語指導支援員や母語支援員等の派遣を行うためのコーディネートを行うケ ース【支援人材の拠点機能】

などの様々な拠点機能の整備に関する取組が行われている。このうち、(a)、(b) の拠点的機能については、集住地域等において取り組まれる事例が増えてきているが、これを更に他の地域にも普及していくことに加えて、今後は(a) や(b) の機能に加えて、又はこれに替わるものとして、(c)、(d) のような専門的知見の集積のための拠点的機能の考え方を、地域の実情に応じて取り入れ

ていくことが期待される。

- ○日本語指導が必要な児童生徒が在籍する都道府県・市区町村は、各地域における 児童生徒の在籍の状況や、専門的知見の蓄積の状況等、地域の実情に応じてこれ らの拠点的機能の考え方を取り入れ、域内において支援が必要な全ての児童生徒 に対し適切な外国人児童生徒等教育を実施できるような指導・支援体制を構築す ることが必要である。
- ○国においては、各地方公共団体における外国人児童生徒等教育のための拠点的機能等の体制整備の状況の把握、分析等を行い、「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」などの体制整備に取り組む地方公共団体に対する支援を充実させることが必要である。また、地方公共団体への情報発信や連絡協議会・セミナー等の開催等、これらのモデルの他地域への普及促進のための活動を強化するべきである。
- ○特に、散在地域においては、「拠点校」等の拠点的機能を中心とした広域の学校間・市区町村間に渡る指導・支援体制を構築する取組を一層促すため、都道府県がより主導的な役割を果たすことが求められる。また、必ずしも体制整備についての知見の蓄積や意識啓発が十分でない散在地域の都道府県・市区町村の取組を後押しするため、国は、体制構築に必要な専門的助言・コーディネート、予算・人員面での支援、相談業務を含めた総合的な取組を行う地方公共団体に対し、重点的に支援を行うべきである。
- ○なお、学校における外国人児童生徒等教育は、時として、指導を担当する個々の教員の問題と捉えられがちであるが、実際には、在籍学級の学級担任(教科担任)、支援員、管理職に加え、全ての教職員が協働して取り組む課題であることから、校長をはじめとする学校管理職のリーダーシップが求められる。市区町村においては、例えば、日本語能力に応じた特別の指導のための「特別の教育課程」を導入すること等を契機に、学校が校長を中心に行う外国人児童生徒等教育に必要な教育課程の編成・実施、校務分掌の決定、管理職・教員・支援員等への研修機会の付与などの体制整備に対する支援を行うことが必要である。

## (2) 地域の NPO、国際交流協会、大学、社会教育・福祉等の関係機関との連携体制 の構築

- ○外国人児童生徒等教育のための体制整備を進めるにあたっては、日本語指導や母語支援員の人材確保、放課後・土曜日等の課外活動の活用、就学前からの初期日本語指導・就学促進等、学校のみでは十分に対応することが難しい課題もあることから、外国人児童生徒等が在籍する学校や地方公共団体と、地域の教育活動を担う様々な関係者との連携体制やネットワークの構築が必要である。
- ○都道府県・市区町村は、地域の NPO、国際交流協会、大学、社会教育関連施設、 子育て支援・地域医療・福祉等の関係機関と学校の連携・ネットワーク構築が促進されるよう、外国人児童生徒等教育に関係する関係機関による連絡協議会などのネットワーク形成・意見交換の場を設けることが必要である。また、各関係機関の地方公共団体内の所管部署間の連携を図ることが重要である。
- ○国においては、連携体制・ネットワーク構築の先進的な取組についての情報収集・提供を行うことに加え、国の補助事業等において、地域の NPO 等との連携を促すための具体的・効果的な仕組みを検討すべきである。
- ○また、平成 21 (2009) 年から 26 (2014) 年までの「定住外国人の子供の就学支援事業」(「虹の架け橋教室」)及びその後継事業である「定住外国人の子供の就学促進事業」は、外国人の子供の就学支援等を行うNPOと都道府県・市区町村との連携促進に大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、国は、今後も同事業の充実・強化に努めるべきである。

#### (3) 外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充

- ○学校において外国人児童生徒等教育を担当する教員には、日本語能力に応じた日本語指導や教科指導、児童生徒の母国の文化的背景や家庭環境等を踏まえた生活指導、個々の児童生徒の状況に応じた指導計画の策定、学級担任(教科担任)や日本語指導支援員や母語支援員等との指導内容に関するコーディネート等の様々な役割を果たすことが求められる。
- ○国は、増加・多様化する日本語指導等が必要な児童生徒に対し、これらの日本語 指導・教科指導・生活指導等の総合的な指導を充実するため、こうした役割を担

う外国人児童生徒等教育担当教員の定数について、大幅な充実を図ることが必要である。

- ○また、教員の配置の権限を有する都道府県等は、域内の日本語指導が必要な児童 生徒の在籍状況等を踏まえつつ、拠点的機能等の体制整備とあわせた外国人児童 生徒等教育担当教員の適正かつ十分な配置に努めるべきである。
- ○また、外国と我が国の入学時期の相違等の事情により、年度の途中で外国人児童生徒等が編入学したり帰国したりする場合が多くあることから、年度当初の担当教員の配置によっては対応が難しいことも考えられる。したがって、年度途中の児童生徒の急増・急減にも対応できるよう、国及び都道府県等は、外国人児童生徒等教育に携わる教員を安定的に確保することが求められる。
- ○なお、都道府県が設定する外国人児童生徒等教育の担当教員の配置基準との関係から、1学校あたりの日本語指導が必要な児童生徒数が少ない学校において担当教員が配置されない場合が多く見られることから、(1)の「拠点校」等の設置や広域に渡る指導・支援体制の構築の取組にあわせて、少数在籍学校においても複数の学校への巡回指導や通級による指導等を行うための担当教員を配置するような工夫も必要と考えられる。

#### (4) 日本語指導や母語による支援を行う支援員の人材確保・配置の推進

- ○外国人児童生徒等教育に関し中心的な役割を果たすべき担当教員に加え、これらの教員をバックアップする日本語指導支援員や母語による支援を行う支援員の学校における配置を推進することは重要である。国、都道府県、市区町村は、学校におけるこれらの支援員の配置を促進するための支援を充実すべきである。
- ○また、地域において日本語指導支援員や母語支援員となり得る人材を安定的・継続的に確保することが重要である。都道府県・市区町村は、日本語教員の養成や多言語コミュニケーションの専門人材の養成を行っている地域の大学や日本語教育機関等、外国人労働者を雇用する企業、日本語教育に携わる NPO、地域の日本語教室で活動している地域日本語教育コーディネーター等に関する情報収集を行い、関係者とのネットワーク形成に努めることが期待される。国は、これらの地方公共団体の取組への支援を通じてその促進を図ることが求められる。

## Ⅲ 外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保

## 1. 現状及び課題

- ○外国人児童生徒等教育にあたっては、日本語能力に応じた日本語指導や教科指導、児童生徒の母国の文化的背景や家庭環境等を踏まえた生活指導、個々の児童生徒の状況に応じた指導計画の策定、学級担任(教科担任)や日本語指導支援員や母語支援員等との指導内容に関するコーディネート等、多様かつ専門的な役割が求められる。その一方、外国人児童生徒等教育に携わることとなった全ての教員が、必ずしもこれらの役割に必要な専門性を習得するための教育・研修を受けている訳ではない。
- ○現状では、在外教育施設教員派遣制度や、JICA の青年海外協力隊現職教員派遣制度等の経験など、外国人児童生徒指導や海外子女教育に関する経験の豊富な教員等を活用する取組が地方公共団体で進んでいる。今後も教員や教員を目指す学生等がグローバルな経験を積む機会の拡大を各関係者に働きかけるとともに、これらの経験者を活用しながら外国人児童生徒等教育担当教員の配置を引き続き推進することが必要であるが、並行して、当該教員に求められる専門的な資質・能力を身につけるための教員養成・研修の充実に取り組むことが必要である。
- ○外国人児童生徒等教育のための教員の養成に関しては、大学の教員養成学部等の課程において「日本語教育」関連科目が設置されている例が見られるが、必ずしも学齢期の児童生徒の学校における学習活動に必要な日本語習得に着目したものでないことが多い。また、日本語と教科の統合的指導や生活指導など、外国人児童生徒等教育を担う教員に求められる資質・能力や、養成のための教育課程・科目の在り方についての共通理解は必ずしも得られていない状況である。
- ○また、現職教員が外国人児童生徒等教育に携わるにあたり、必要な専門性を身に つける機会を確保することが必要であるが、各都道府県等が実施する研修におい て「帰国・外国人児童生徒教育」の研修項目を設けている例があるほか、独立行 政法人教員研修センターにおいても、外国人児童生徒等に対する日本語指導指導 者養成研修の機会が提供されている。
- ○これらの状況を踏まえ、外国人児童生徒等教育のための専門的な資質・能力の在り方について関係者の共通理解を図った上で、教員養成・研修等を通じてそのよ

うな資質・能力を有する教員を確保するための方策について検討することが必要 である。

○日本語指導支援員や母語支援員は、主に大学等において日本語教育について学んだ人材や、外国語によるコミュニケーションに長けた人材から活用されており、外国人児童生徒等教育担当教員や学級担任(教科担任)を補助しつつ、児童生徒の学習・生活をサポートする重要な役割を担っている。しかし必ずしも児童生徒の発達段階に応じた日本語教育や、学校の教科学習に精通した者でないことがあるため、これらの外部の人材を、学校における支援員として活用するための研修機会の充実が課題である。

## 2. 今後の方向性及び具体的方策(提言)

## (1) 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成及び現職教員の研修の充実

- ○外国人児童生徒等教育を担う人材を育成するため、国は、日本語指導・教科指導・ 生活指導等の多様な役割を担う外国人児童生徒等教育担当教員に必要な資質・能力を具体的に示すとともに、教員養成学部等の課程・現職教員研修を通じてそのような教員の専門性を養うために必要なモデル・プログラムを研究・開発するべきである。
- ○国における研究・開発にあたっては、既存の教員養成学部等の課程における関係 科目の設置状況、教育委員会等における現職教員研修における関係プログラムの 設置状況等を踏まえつつ、関係学会等の専門家の協力を得つつ実施するべきであ る。また、全ての教員に求められる資質・能力、例えば、国際理解教育や児童生 徒に対する日本語教育に関する基本的な資質・能力と、外国人児童生徒等教育担 当教員として専門的な指導を行う教員に求められる資質・能力の違いに留意する ことが求められる。
- ○これらのモデル・プログラムの内容を踏まえ、教員養成系大学等においては、当該大学等の所在する地域の必要性に応じ、教員養成学部等の課程において、外国人児童生徒等教育の関係科目が設置され、教員を目指す学生が履修することが可能となるような取組を推進することが期待されるとともに、国及び都道府県等はこれらの取組の普及を図ることが求められる。

- ○また、現職教員研修については、外国人児童生徒等を受け入れる学校の担任教員・管理職等全ての教員が一定の資質・能力を身につけられるよう、都道府県等において、地域の必要性に応じつつ、その主体的な判断により、初任者研修、10年経験者研修等の研修の一環として外国人児童生徒等教育に関連する研修プログラムを実施することが必要である。また、上記の内容について、免許状更新講習においても、大学や都道府県等の開設者の主体的な判断により、選択必修領域及び選択領域の講習の一部として取り扱うことが期待される。
- ○なお、外国人児童生徒等教育に携わる教員の専門性を高めていく観点からは、以上に加えて、専門的な教育・研修等の履修の成果を対外的に証明する仕組みを設け、専門的能力の適切な活用に資することが重要である。日本語教育に携わる人材の養成や資格の在り方については、文化審議会国語分科会において、現行の枠組みや取組では不十分な部分について具体的な検証を行い、日本語教育に携わる人材に求められる能力について整理した上で検討することが予定されている。国は、以上の検討内容を踏まえつつ、外国人児童生徒等教育に携わる教員や支援員に必要となる能力や資格等の在り方について、検討を行うべきである。
- ○この他、日本語と教科の統合指導の教授法などの教員の専門性の育成や能力の証明に関しては、例えば、中央教育審議会答申12で提言された、「教員育成協議会(仮称)」の仕組みを活用しつつ、地域の教職大学院等と連携した外国人児童生徒等教育に携わる現職教員の専門性を養成するための研修プログラムの構築や履修証明等の仕組みの構築に取り組むことも考えられる。都道府県等においては、地域の必要性に応じ、その主体的な判断により、このような取組を行うことが求められる。

#### (2) 外国人児童生徒等教育に関する専門性・意欲を有する教員の採用・配置

○外国人児童生徒等教育を担う人材を確保するため、都道府県等は、大学で日本語教育、多言語の外国語教育、国際理解教育、多文化共生等の専門的な教育を受けた者や、海外留学や海外ボランティア等において外国人児童生徒等教育に関係する経験を積んだ者をより積極的に評価して、教員として採用できるよう、教員採用選考において考慮することが求められる。

18

<sup>12 「</sup>これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ~学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて~ (答申)」(平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会)

○また、都道府県等においては、外国人児童生徒等教育に関する経験豊富な教員や専門性の高い教員、当該教育に携わる意欲を有する教員を、域内の学校における外国人児童生徒等教育に携わる担当教員として配置するなどの取組を可能な限り検討すべきである。さらに、外国人児童生徒等教育の担当教員の配置にあたって、在外教育施設教員派遣制度や、JICAの青年海外協力隊現職教員派遣制度等を通じた海外経験について考慮する等の取組を進めることも有効である。

## (3) 日本語指導や母語による支援を行う支援員の育成

- ○日本語教育や外国語によるコミュニケーション等の専門的な能力を有する外部 の人材を、学校の外国人児童生徒等教育において教員を補助する支援員として一 層活用できるよう、都道府県及び市区町村は、支援員が学齢期の児童生徒の日本 語習得に関する留意事項や、学校における教科学習や生活指導上の基礎的な知識 などについて習得することができるような研修機会を充実させることが必要で ある。また、国は、支援員に対する研修を行う地方公共団体の取組への支援を通 じてその促進を図るべきである。
- ○また、国は、(1)の外国人児童生徒等教育担当教員に求められる資質・能力の 検討に加え、日本語教育の専門的な能力を有する人材が教員を補助する支援員と して学校教育に参画していくために必要な基礎的な資質・能力の在り方について 検討することが必要である。
- ○特に、母語支援員については、在籍学級、国際教室、課外活動等において学習支援を行っている場合や、児童生徒や保護者との日々の学校生活等に関するコミュニケーションを補助するための通訳や翻訳を行っている場合、外国人児童生徒等の心のケアを行っている場合等、地域・学校の状況によって様々な役割を担っているのが現状である。都道府県・市区町村は、地域の外国人児童生徒等教育の指導・支援体制の実情を踏まえ、どのような母語支援員を必要とするのかを明らかにした上で、必要な人材の確保を行うとともに、学齢期の児童生徒に関する留意事項や、学校における教科学習や生活指導上の基礎的な知識などについて習得することができるような研修機会の充実に努めるべきである。また、国は、支援員に対する研修を行う地方公共団体の取組への支援を通じてその促進を図るべきである。

## Ⅳ 外国人児童生徒等教育における指導内容の改善・充実

## 1. 現状及び課題

- ○国においては、平成 15 (2003) ~18 (2006) 年度に開発された日本語・教科統合指導のモデル・カリキュラムである「JSL カリキュラム」、平成 26 (2014) 年に策定した児童生徒の日本語能力の把握のための評価ツールである「DLA」、及び外国人児童生徒等に対する取り出し指導についての制度的手当として平成 26 (2014) 年に導入した「特別の教育課程」等の条件整備を行ってきた。これにより、学校において取り出しによる日本語と教科の統合的指導を行うための基礎的条件は整いつつあるものと考えられる。
- ○ただし、「特別の教育課程」を導入している学校は平成 26 (2014) 年 5 月現在、在籍学校の 2 割程度となっており、これらの指導内容・指導方法が十分に浸透していないものと考えられる。外国人児童生徒等教育における指導内容を一層改善・充実していく観点からは、「特別の教育課程」の実施に不可欠な教員の配置などの体制整備に加え、日本語と教科の統合的指導のノウハウが十分にない学校・教員における制度の導入を支援するための取組が必要である<sup>13</sup>。
- ○一方、中学校から編入し母語により学習することはできるものの日本語能力が十分でない生徒への指導の在り方や、日本語能力に加えて基礎的な学力や学習習慣等に課題がある生徒への指導の在り方、更に日本語を初めて学ぶ児童生徒への初期日本語指導の在り方など、従来の「JSLカリキュラム」の枠組みを超えた対応が求められる事例が生じており、多様化する児童生徒の状況に応じた指導の在り方の改善・充実が必要と考えられる。
- ○日本語指導や教科指導のための多言語教材・リライト教材や、児童生徒の文化的 背景を踏まえた生活指導のための連絡文書等については、実践校における活用・ 授業研究の成果が蓄積されている状況であり、文部科学省の教材・文書検索サイ トである「かすたねっと」上にも一部蓄積され、他の学校の関係者が検索・閲覧・ 使用が可能な状況である。今後はこれらの教材等の情報の拡充に加え、より幅広 い学校による効果的な活用を促すための方策の検討が必要である。

20

<sup>13</sup> なお、同時に行った調査で回答のあった市区町村教育委員会の8割超が、「特別の教育課程」実施のためには体制整備が必要と回答していることから、教員の配置等の体制整備が不十分であることも、「特別の教育課程」の導入が進まない要因の1つとして考えられる。

#### 2. 今後の方向性及び具体的方策(提言)

## (1)「JSLカリキュラム」及び「特別の教育課程」による指導の普及

#### (「JSL カリキュラム」の普及)

○ノウハウが十分でない学校・教員が日本語指導の必要な児童生徒を初めて受け入れる際、指導体制の構築、DLA による児童生徒の能力の判定、指導案・教材の作成、個別の指導計画の策定、初期日本語指導、「JSL カリキュラム」等による日本語・教科統合指導などの具体的な手順や関連資料の作成・入手方法などを分かりやすく示すことが重要である。国は、これまで通知等により整備してきた指針、手引き、教材等の情報を活用しつつ、学校・教員に必要な情報をパッケージとして提示するための取組を推進することが求められる。

## (「特別の教育課程」の普及促進)

- ○児童生徒の日本語能力に応じた特別の指導のための「特別の教育課程」を導入する学校を一層拡大するため、国は、「特別の教育課程」の実施に不可欠な教員の配置などの体制整備に対する支援の充実を図るとともに、日本語と教科の統合指導や日本語初期指導を、在籍学級から一定の時間14取り出して、在籍学校又は近隣の拠点校等で指導を行うことが可能となる、「特別の教育課程」の利点を積極的に発信していくことが必要である。
- ○加えて、「特別の教育課程」を編成・実施するにあたり、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を策定し、学習評価を行うことが求められている<sup>15</sup>。国は、学校の教員がこれらの個別の指導計画の策定・学習評価を円滑に行うことができるよう、先進的な事例に関する情報発信などの支援を行うことが必要である。

#### (中学・高校段階における指導内容の検討)

○中学校における「JSL カリキュラム」等による指導に関しては、例えば小学校高学年や中学校の段階で来日し、日本語能力に課題がある状態で学校に入学・編入学する場合、日本語と教科の統合的指導の方法のみでは十分な対応が難しい場合

<sup>14</sup>年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

 $<sup>^{15}</sup>$  「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)(平成 26 年 1 月 14 日 25 文 科初第 928 号)

も想定される。このような場合、母語を介した教科指導や、翻訳版の教材の活用等の様々な手法を組み合わせることも必要であり、国において、効果的な指導方法の在り方を検討することが必要である。

- ○また、同様に、中学校における学び直し等を含めた基礎的な学力定着のための日本語指導・教科指導の在り方等についても、例えば、外国人児童生徒等の特性を踏まえた小中連携による学び直しの指導体制の構築、放課後等の補習学習の充実等の具体的な指導の在り方についての検討が必要である。
- ○外国人児童生徒等の高等学校への進学や卒業の促進の観点から、高等学校段階における日本語指導・教科指導の在り方についての検討も必要である。国は、上に述べた小・中学校段階での「JSL カリキュラム」等による指導内容や、「特別の教育課程」による取組状況等を検証した上で、これらの適用範囲の高等学校段階への拡大に必要な検討に着手することが必要である。

## (在籍学級における指導との関係)

- ○「特別の教育課程」を導入し、取り出しによる日本語と教科の統合的指導を行う場合、指導内容や児童生徒の目標達成状況について、在籍学級の担任教員と取り出し指導を行う外国人児童生徒等教育担当教員の連携を図ることが重要である。
- ○また、「特別の教育課程」を導入した後も、日本語指導が必要な児童生徒が大半の時間を過ごすこととなる在籍学級における学習においては、例えば、教員が児童生徒の日本語能力等を踏まえ、指導方法の配慮(ゆっくり、はっきり話す、児童生徒の日本語による発言を促す等)、使用教材の配慮(絵や図などの視覚的支援の活用、学習目的や流れが分かるワークシートの活用等)、指導計画上の配慮(個々の児童の日本語習得状況、学習理解度等の把握等)などの指導上の配慮を行っている事例が見られるところである。国は、日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる学校・教員が行うべき指導上の配慮事項を示すとともに、周知を図ることが必要である。

#### (2) 就学前・初期段階からのきめ細かな初期日本語指導の実施

○学校において行う日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導・教科指導をより一層効果的なものとする観点からは、全く初めて日本語の学習を始める外国 人児童生徒等が学校生活に必要な基本的な日本語を早期に習得し、円滑に教科学 習に移行することが重要である。このため、多くの市区町村・学校において、就学の初期段階の生活に必要な基本的な日本語を習得させる初期日本語指導に取り組んでいるが、市区町村・学校はこれらの取組の充実を図るとともに、国、都道府県はその取組に対する支援を通じて促進を図ることが必要である。

- ○また、就学する前段階から児童生徒の日本語能力を把握し、学校生活に必要な日本語習得に向けた取組に着手することも重要であり、例えば、市区町村と小学校、外国人の幼児等が在籍する幼稚園・保育所等が連携し、就学前段階の 1~3ヶ月程度、プレスクール等の初期指導教室における日本語指導を実施する等の取組が行われている地域もある。市区町村・学校はこれらの取組の充実を図るとともに、国、都道府県はその取組に対する支援を通じて促進を図るべきである。なお、これらの就学前段階における児童生徒の日本語能力の把握の結果を踏まえつつ、当該地域の学校における受入れの体制整備を行えるよう、地方公共団体の関係部署間の連携の促進も求められる。
- ○更に、乳幼児検診等の機会を捉え、保護者に対して家庭で子供の母語や基礎的な日本語を育むことの重要性や、学校生活に必要な日本語習得のための初期日本語指導の必要性の啓発活動を行うことが重要である。この際、親の日本語能力が十分でない場合については、親が受講できる地域の日本語教室の情報の提供を併せて行うことも有効である。

## (3) 外国人児童生徒等教育のための教材の充実

- ○日本語指導・教科指導のための多言語教材・リライト教材や、児童生徒の文化的 背景を踏まえた生活指導のための連絡文書等については、先進的な取組を行う各 学校で研究・開発された教材・文書の蓄積が進んでいるところであり、文部科学 省では、教材・文書検索サイト「かすたねっと」を設置・運営し、これらの情報 を広く他の地域・学校で共有・活用されるよう取り組んでいるところである。
- ○しかし、情報の整理・アップデートの方法や検索機能、サイトの運用言語(現在は日本語のみ)等の課題のため、現状では必ずしも幅広い学校関係者に活用されていない状況である。国は、「かすたねっと」をより利用しやすい機能・内容となるよう改善するとともに、都道府県、市区町村、大学、NPO、民間企業等による教材開発の取組との連携を図りつつ、外国人児童生徒等教育のための教材の一層の充実や、ICTを活用した教材開発の在り方について検討を行うべきである。

## Ⅴ 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進

#### 1. 現状及び課題

- ○外国人の子供の義務教育諸学校への就学の促進<sup>16</sup>に関しては、平成 24 (2012) 年に現行の在留管理制度を導入以降、各地方公共団体では、住民基本台帳に記載された在留外国人の登録情報に基づき、学齢簿に準じた書類の作成、就学案内の通知の送付、域内の学校や外国人学校への在籍者との照合による継続的な就学状況の把握、戸別訪問の実施等、様々な就学促進の取組が行われており、不就学者の減少に効果があるとする事例も報告されている。
- ○これらの取組は集住都市等の外国人児童生徒等の受入れに積極的な地方公共団体において、相当の予算及び人員の手当を伴って行われている現状であり、国の補助事業においても受入れ・指導体制の整備の一環としてこのような取組への補助が行われている。今後、各地方公共団体の実情に応じて、これらの効果的な就学促進のための取組を全国に普及していくため、各地方公共団体における就学促進の取組を支える体制整備、情報共有等の取組が課題である。
- ○また、学校生活への不適応や、学習意欲の低下、進学に関する情報・理解不足等の理由により、外国人児童生徒等が不登校、中退等となることがないよう、児童生徒本人に対する生活・進路指導等に加えて、日本語能力が十分でない保護者との就学相談・生活指導・進路相談等におけるコミュニケーションの向上を図ることが課題となっている。
- ○また、外国人児童生徒等の家庭が経済的援助を必要とする困窮状態にある等のケースが指摘されており、外国人児童生徒等の家庭環境が不就学・不登校の原因となっていることも考えられることから、就学促進の施策と社会福祉の施策との連携をいかに図っていくかが課題である。
- ○外国人生徒等の高等学校への進学に関しては、13 都道府県において県立高等学校における在留外国人のための入学の「特別枠」を設置するほか、学力検査にお

<sup>16</sup> 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)(昭和54年8月4日条約第6号)及び 児童の権利に関する条約(平成6年5月16日条約第2号)に基づき、外国人がその保護する子を公立 の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、当該児童生徒を無償で受け入れることとさ れており、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

けるルビ振りや辞書の持ち込み等の配慮等の取組が行われており、外国人集住都市における調査では、中学卒業者の約8割が高等学校に進学しているとのデータもある。その一方、高等学校への進学後に学習のための日本語能力に課題がある外国人生徒等が4割超とする調査もあり、高等学校における日本語指導などの専門的な指導を行うための教育支援が課題となっている。

- ○外国人の子供等のライフコースの観点に立って、学校における学びの先にどのような未来が開かれているのかといった将来像や具体的なロールモデルを提示し、 学びの動機付けを図っていくことが重要であり、進路ガイダンス、キャリア教育、 インターンシップ等の取組の推進方策が課題である。
- ○また、外国人児童生徒等の個性を伸長させる観点から、外国人児童生徒等を受け 入れる学校において、複数の言語でコミュニケーションをする力、異なる文化を 理解し、環境に適応することができる力、グローバル化に対応することができる 力等に焦点を当てた学習活動への取組を促進するための方策について検討が必 要である。

## 2. 今後の方向性及び具体的方策(提言)

## (1) 外国人の子供等の就学促進

## (就学促進の取組の一層の充実)

○外国人の子供の就学促進の取組を一層推進するため、学校や都道府県・市区町村の教育委員会と住民基本台帳担当部局が連携し、住民基本台帳の登録情報に基づく外国人児童生徒のための学齢簿に準じた書類の作成、学齢期の児童生徒に対する就学案内の通知の送付、域内の学校や外国人学校への在籍者との照合による継続的な就学状況の把握、不就学等の把握の観点からの戸別訪問の実施等を行うことが必要である。また、国はこれらの地方公共団体の取組に対する支援を行うとともに、先進的な取組の他の地域への普及促進を図るべきである。

#### (保護者とのコミュニケーションの促進)

○また、特に保護者の日本語能力不足や我が国の学校制度・学校生活・進学・就職等についての理解不足、教員等とのコミュニケーション不足等の理由により、子供の就学・進学等が困難となる状況も指摘されているところである。

- ○例えば、外国人児童生徒の保護者に対し、就学の意義や必要性等の啓発を図る観点からは、外国人の保護者が日常的に通う地域の保健センターや病院、日本語教室等の公共施設において、就学ガイダンスや就学相談等の案内を行うことも効果的であることから、市区町村の教育委員会と子育て支援関係の福祉担当部局の連携を一層促進することも考えられる。国、都道府県は、学校と外国人児童生徒等の保護者とのコミュニケーション促進のためのこれらの取組の促進を図るべきである。
- ○また、母語による支援員や ICT を活用した、多言語による学校と保護者とのコミュニケーションの支援や、多言語による就学案内の通知の発出、多言語による「就学ガイドブック」の利用促進等に取り組むことも有効と考えられる。

#### (外国人児童生徒等を巡る諸課題への対応)

- ○貧困等の外国人児童生徒の家庭環境面の課題への対応については、これまでも義務教育諸学校に受け入れた外国人児童生徒に対し、日本人児童生徒と同等の就学援助の実施を行うなどの取組が行われているところであるが、貧困等の家庭環境のために児童生徒が不就学・不登校の状態となることのないよう、都道府県・市区町村においては、スクールソーシャルワーカーや地域の民生委員・児童委員や、地域の児童生徒の居場所作り等に携わる NPO 等と学校・外国人児童生徒等教育担当教員との連携を一層推進することが必要である。
- ○日本語指導が必要な児童生徒において、自閉症、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥多動性障害)等の発達障害の可能性のあるケースについて、日本語能力面での課題や文化的背景、行動様式等の相違により、必要な支援の判断が見極めにくいことがある。このため、国において、日本語指導が必要な児童生徒であって発達障害の可能性がある者への指導・支援の在り方についての専門家・専門機関等による研究について情報収集を図るべきである。

#### (2) 外国人生徒等の高校進学の促進

#### (高校入試の特別枠の設定の促進)

○高等学校への進学を目指す外国人生徒等の中には、その時点での日本語能力が十分でないものの、高等学校での学習を通じて複数の言語でコミュニケーションをする力等を伸ばすことによって経済的・社会的に自立できる可能性のある者も含まれていると考えられる。これらの外国人生徒等に対し高等学校への進学の機会

を提供する観点から、都道府県においては、県立高等学校等の入試における在留外国人生徒に対する「特別枠」の設定や、学力検査における日本語能力への配慮等の取組を推進することが求められる。また、国は、現在一部の都道府県に留まっているこれらの取組について、その現状や実態を把握し、情報提供を行うことなどを通じて、全国の都道府県へ促すべきである。

## (高等学校における指導の充実)

- ○外国人生徒等が高等学校における学習を通じて個性を発揮するためには、個々の 生徒の日本語能力や学力、文化的背景等に配慮したきめ細かな指導が必要であり、 小・中学校における外国人児童生徒等教育から連続する形で、高等学校における 日本語指導・教科指導の内容の改善・充実を図ることが必要である。
- ○都道府県においては、域内の小・中学校等における外国人生徒等の就学の状況や、 進学・就職の動向を踏まえつつ、高等学校における日本語指導・教科指導等の体 制の構築を図ることが求められる。その際、公立小・中学校の設置者である市区 町村教育委員会との連携を図ることが重要である。また国においては、都道府県 等における高等学校の指導体制整備の取組に対する支援を通じてその促進を図 るべきである。
- ○また、国は、高等学校段階における日本語指導・教科指導の改善・充実の観点から、小・中学校段階での「JSL カリキュラム」等による指導内容や、「特別の教育課程」による取組状況等を検証した上で、これらの高等学校段階への拡大に必要な検討に着手することが必要である。

#### (3) 外国人生徒等の社会的・経済的自立のための教育の推進

#### (企業等との連携によるキャリア教育・インターンシップ等の推進)

- ○外国人生徒等の進学・就職を通じた社会的・経済的な自立を促進する観点から、 学校、地方公共団体は、外国人生徒等のための進路指導・キャリア教育・インタ ーンシップ等の取組を一層推進することが必要である。
- ○また、これらの活動にあたっては、地域で外国人労働者を多く受け入れている又はグローバル人材を積極的に活用する企業等との連携を図ることも有効である。 現在、多くの地域において、企業等を含めた地域の関係者が参画する連絡協議会 を開催して連携の促進を図っていることに加え、一部の地域では、外国人労働者

を雇用する地域の企業等が、職場見学やキャリア教育のための講師を学校に派遣する等、企業と学校・地方公共団体が具体的な連携を行っている例も見られる。 国は、これらの企業等との連携に関する情報を収集し、学校・地方公共団体に広く発信・普及するべきである。

- ○更に、学校における学びの先の将来像や具体的なロールモデルを提示する観点から、外国人児童生徒等のうち、実際に我が国の義務教育諸学校等で教育を受け進学・就職し、個性を生かして活躍している社会人・大学生・高校生が、在学中の外国人児童生徒等と交流する機会を設け、学びの動機付けを図っている事例も見られるところである。国・都道府県においても、このような取組に対する支援を検討すべきである。
- ○また、国は、学齢期に就学できなかった外国人の学びの場としても重要な役割が期待される夜間中学の設置の促進、外国人生徒等の就職の機会をより高める観点から、ハローワーク・労働局・企業等との連携による、外国人生徒等に対する卒業後の職業訓練機会や就職相談の機会等の拡大に関する都道府県等の取組を支援すべきである。

## (外国人生徒等の個性を伸長するための特例的な学校の推進)

- ○外国人児童生徒等が多数在籍する市区町村においては、国の特例校の制度を活用して、教科等について外国語による指導を行う、いわゆるイマージョン教育を行う小・中学校を設置するとともに、複数の言語によるコミュニケーション力や異文化への理解、異なる環境への適応力等の外国人児童生徒等の個性を伸ばし、グローバルに活躍できるよう外国人児童生徒等が学習しやすい環境を整えるための方策を検討することが考えられる。
- ○また、高等学校については、国は、スーパーグローバルハイスクール (SGH) の 仕組みを活用し、定住外国人生徒・留学生・日本人生徒を対象に、外国語による 授業、国際理解教育、多文化共生教育等を重視したグローバルリーダー育成に資 する教育課程の研究開発・実践を行うべきである。
- ○その他、国は、大学に進学した定住外国人学生等についても、留学生・日本人学生と共に学びあう環境を充実させる等、それぞれの個性を伸長するための各大学の自主的な取組を促すことが重要である。

### おわりに

本報告書においては、有識者会議における議論を踏まえ、国、地方公共団体、学校、 その他の関係者が今後5年間程度を目途に取り組むべき施策の基本的かつ具体的な 方向性について、提言を行った。

今後、国、地方公共団体、学校、その他の関係者において、本有識者会議の報告に盛り込まれた内容を十分に踏まえ、施策の実施にあたることを期待する。また、国においては、本報告に盛り込まれた提言の方向性について、地方公共団体、学校、その他の関係者に対する周知を図るとともに、提言の実施状況を把握・検証し、関係施策の一層の改善・充実に努めることを期待する。